

平成 30 年版

人権教育・啓発白書



第十六条
二十歳の男及び人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けずことなく、婚姻しかつ家庭をつくる権利を有する。二十歳の男女は、婚姻中乃至其の解消に際し、婚姻に関する平等の権利を有する。
2 婚姻は、当事者の自由かつ完全な合意によるのみ成立する。
3 家庭は、社会の自然かつ基礎的を集團單位とする、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

平成 30 年版

人権教育・啓発白書

平成 29 年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

表紙「世界人権宣言啓発書画・第16条」 提供：公益財団法人人権擁護協力会

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家小木大法氏こぎ たいほうとブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

上川陽子



文部科学大臣

林芳正

21世紀は「人権の世紀」であるといわれています。

私たちは、この「人権の世紀」にふさわしい、誰もが生き生きと暮らすことができる社会、すなわち、持続可能な開発目標（SDGs）の理念としてうたわれている「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」社会を実現していきたいと考えています。

このような社会を実現するためには、幼い頃から、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育んでいくことが不可欠です。そして、そのためには、「支えられる側」の心の声を聞くという視点と「支える側」の心を育てるという視点が大切だと考えます。このような心を育む人権教育・啓発の重要性は、これをどんなに強調してもし過ぎることはありません。

ここで、今日の我が國の人権状況に目を転じますと、いじめや虐待等の子どもの人権問題に加え、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、同和問題（部落差別）等の様々な人権問題も依然として存在しています。

平成30年は、世界人権宣言が国連で採択されてから70周年に当たり、同じく、我が國の人権擁護委員制度が創設されてから70周年を迎える記念すべき年です。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を2年

後に控え、社会全体で人権問題に取り組もうとする機運がますます高まっています。

このような機会を契機として、多様な主体が互いに連携し合い、スポーツやボランティアなどの様々な活動を通じた充実した人権教育・啓発を実施し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を更に推進することにより、誰もがお互いの人権を大切にし、支え合う共生社会を実現して、将来へのレガシーとして残していきたいと考えています。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年4月一部変更)に基づき、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んでまいりました。

今後とも、国民の皆様の人権を守るために、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進してまいります。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が平成29年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、今後、人権について一層理解を深めるきっかけにしていただければ幸いです。

平成30年6月

目 次

はじめに

第1章 人権教育及び人権啓発をめぐる国民の意識 1

1 概説	2
2 人権一般についての意識	2
3 主な人権課題に関する意識について	6
4 人権課題の解決の方策について	25

第2章 平成29年度に講じた人権教育・啓発に関する施策 27

第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組 28

1 人権教育	28
2 人権啓発	30

第2節 人権課題に対する取組 39

1 女性	39
2 子ども	46
3 高齢者	55
4 障害のある人	58
5 同和問題（部落差別）	64
6 アイヌの人々	67
7 外国人	70
8 HIV感染者・ハンセン病患者等	74
9 刑を終えて出所した人	77
10 犯罪被害者等	79
11 インターネットによる人権侵害	81
12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	84
13 その他の人権課題	88

第3節 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 96

1 研修	96
2 国の他の機関との協力	100

第4節 総合的かつ効果的な推進体制等	101
1 実施主体の強化及び周知度の向上	101
2 実施主体間の連携	103
3 担当者の育成	105
4 人権教育啓発センターの充実	106
5 マスメディアの活用等	107
6 インターネットの活用	110
7 交通機関の活用	114
8 民間のアイディアの活用	114
9 国民の積極的参加意識の醸成	115
第3章 人権教育・啓発基本計画の推進	117

はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」(以下「憲法」という。)の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合(以下「国連」という。)において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にものっとって行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を中心とする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているということができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、我が国社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題等が関心を集めることとなっている。

法務省の人権擁護機関は、「人権侵犯事件調査処理規程」(平成16年法務省訓令第2号)に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところである。平成29年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は19,533件であり、対前年比で90件(0.5%)増加した。この人権侵犯事件数の類型別の内訳を見ると、暴力・虐待事案が3,219件(16.5%)と最も多く、次いで、学校におけるいじめ事案が3,169件(16.2%)、住居・生活の安全関係事案が2,909件(14.9%)、プライバシー関係事案が2,705件(13.8%)などとなっている。また、インターネット上の人権侵害情報に係る事件数が過去最高となるなど、新たな人権問題の傾向がうかがえる(資料-26頁参照)。

特に、子どもの人権に関しては、文部科学省が行った平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(確定値)によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は5万9,444件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、32万3,143件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大問題となっている。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も、平成28年度には12万2,575件となっており、増加の一途をたどっている。

このような状況の下、政府では、府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

学校教育においては、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組を行うとともに、社会教育においては、国や大学が実施する社会教育主事等を対象とした講習や研修を通じて、多様な人権課題に対応できる指導者の育成及び資質の向上を図っている。

また、国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

一方、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成27年法律第33号）第13条に基づき平成27年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」4(4)②「ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー」において、高齢化が進展する中で、障害のある人及び高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進するとともに、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげるものとされている。

この方針を踏まえ、東京大会を契機として、全国において、「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを推進し、大会以降のレガシーとして残していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定。平成30年1月には、第2回関係閣僚会議を開催し、新学習指導要領に基づく「心のバリアフリー」教育の推進、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）や関連基準の見直し等、「心」と「街づくり」の両分野における積極的な取組を共有したところである。

これらを契機として、障害のある人の人権を始めとする各種人権課題に、なお一層積極的に取り組んでいく必要がある。

本書は、平成29年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。

第1章



人権教育及び人権啓発を
めぐる国民の意識

1 概説

「人権擁護に関する世論調査」の結果が、平成29年12月に内閣府から発表された。この調査は、昭和33年からおおむね5年ごとに実施されており、今回は、平成29年10月5日から同月15日まで全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象に実施された（有効回収数1,758人、回収率58.6%）。

12回目となった今回は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条に基づき、平成14年3月に策定（平成23年4月1日一部変更）した「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）において、我が国の人権をめぐる諸状況や国民の意識等について把握することを努めることとされていることから、基本計画に掲げられている主要な人権課題等について国民の意識等を調査し、今後の施策の参考にすることとしたものである。

ここでは、この世論調査を基に、前回（平成24年8月）調査と同じ項目については、その結果と比較しながら、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）をめぐる国民の意識を概観する。

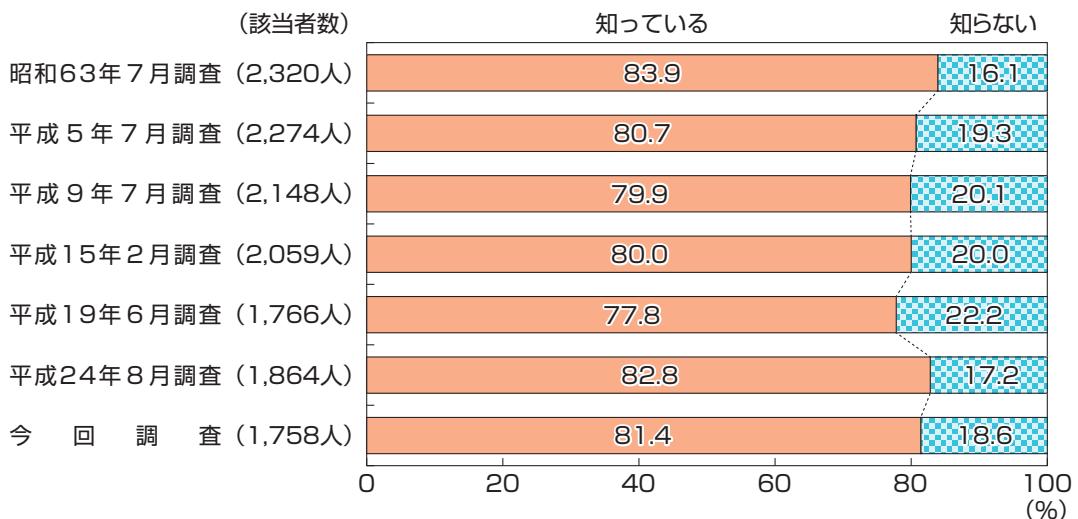
（注）前回（平成24年8月）調査とは、設問文や回答の選択肢の文言が厳密には異なるもののほぼ同一の内容と判断できるものについては、国民の意識の変化を捕捉する観点から、法務省人権擁護局において注釈を加えた上、本文中で比較している。

2 人権一般についての意識

（1）基本的人権についての周知度

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が81.4%、「知らない」と答えた者の割合が18.6%となっている。

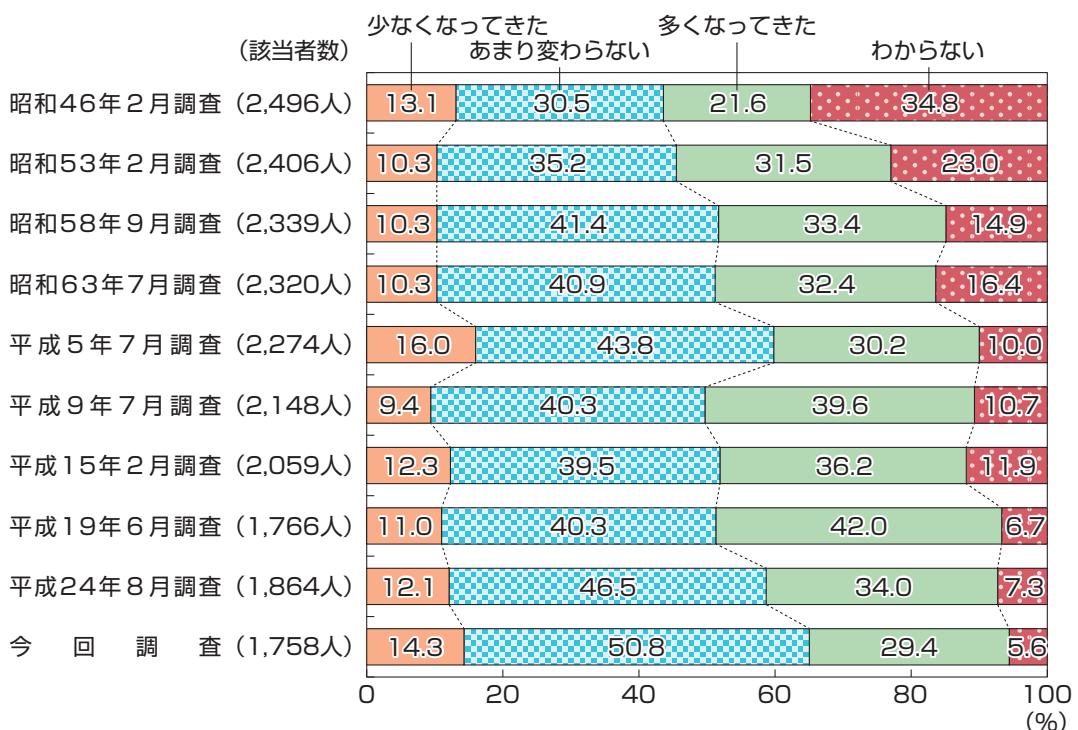
「知っている」（82.8%→81.4%）と答えた者の割合は、前回調査と同程度の高い水準を維持しているが、「知らない」と答えた者の割合が18.6%を占めており、その結果から見ても、基本的人権についての周知度がいまだ十分とはいえない状況にある。



第1-1図 基本的人権についての周知度

(2) 人権侵害の推移

新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあるが、この5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思うか、あまり変わらないと思うか、それとも次第に多くなってきたと思うかと聞いたところ、「少くなってきた」と答えた者の割合が14.3%、「あまり変わらない」と答えた者の割合が50.8%、「多くなってきた」と答えた者の割合は29.4%となっている。



第1-2図 人権侵害の推移

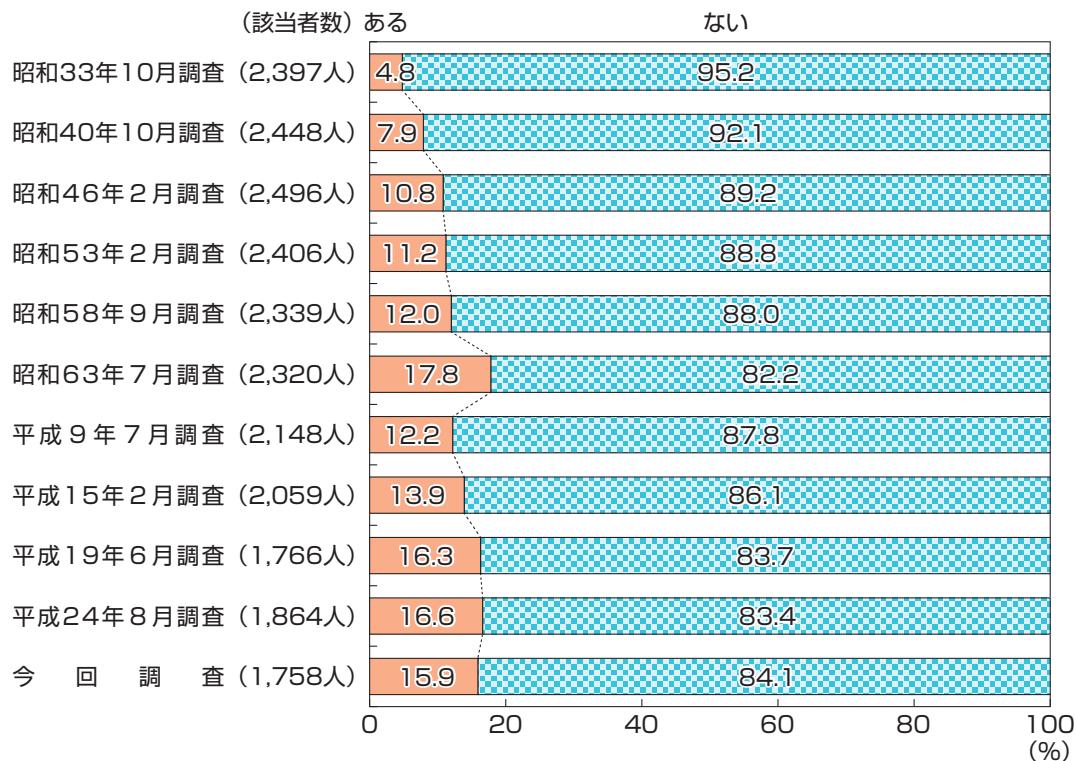
(3) 人権侵害の経験

今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか聞いたところ、「ある」と答えた者の割合が^g15.9%、「ない」と答えた者の割合が84.1%となっている。

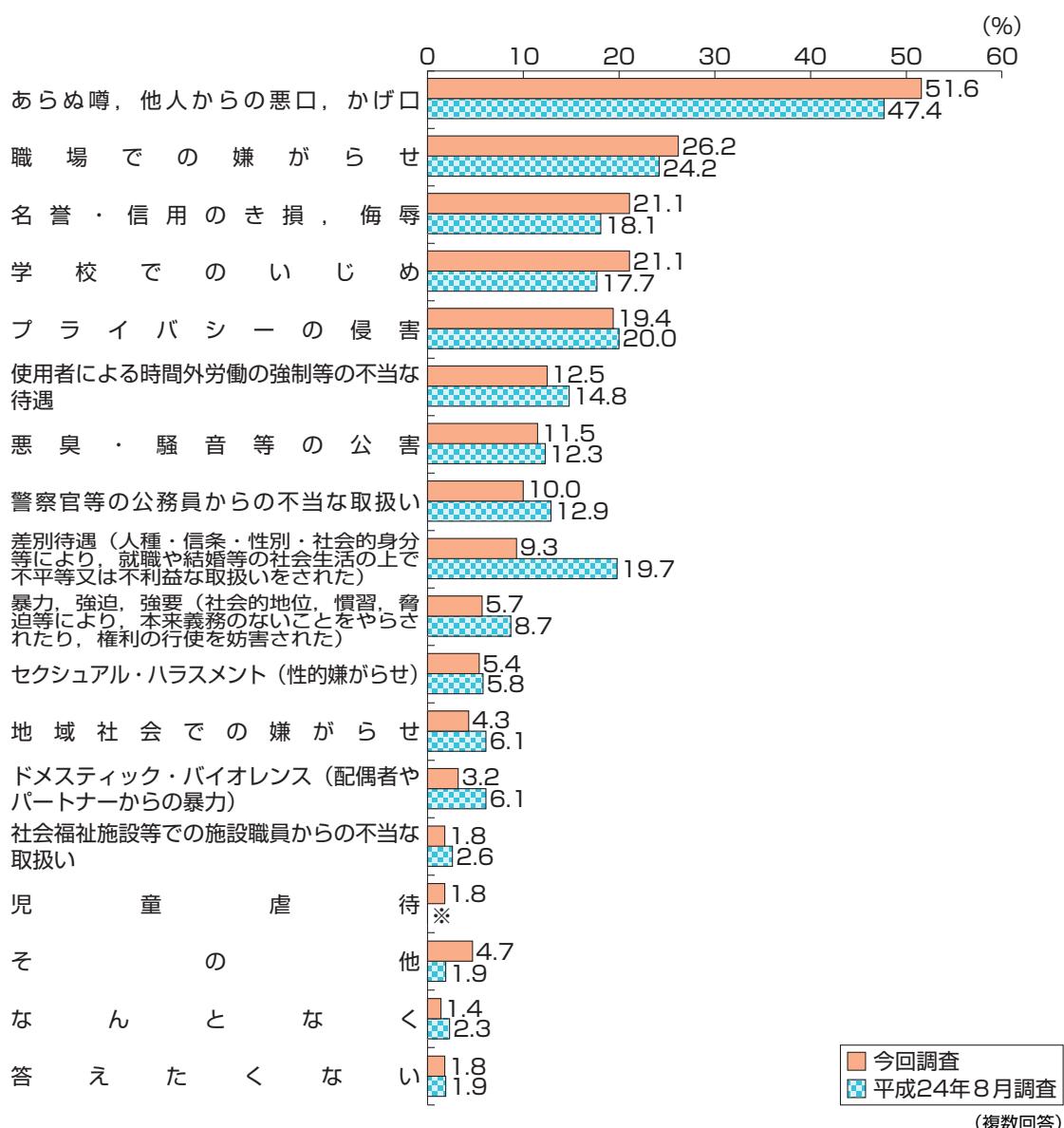
また、「ある」と答えた者に、それはどのような場合か聞いたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かけ口」を挙げた者の割合が51.6%と最も高く、以下、「職場での嫌がらせ」(26.2%)、「名誉・信用のき損、侮辱」(21.1%)、「学校でのいじめ」(21.1%)、「プライバシーの侵害」(19.4%)、「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」(12.5%)、「悪臭・騒音等の公害」(11.5%)などの順となっている。

自分の人権が侵害されたと思ったことがあると答えた者の割合は、前回調査に比べ、大きな変化はなく(16.6%→15.9%)、大多数は「ない」(83.4%→84.1%)と答えている。

その中で、「ある」と答えた者が、侵害の内容として挙げた事項としては、「あらぬ噂、他人からの悪口、かけ口」が前回調査と同様最も多く(47.4%→51.6%)、3番目に多い項目が「名誉・信用のき損、侮辱」(18.1%→21.1%)となっておりその主な要因としては、インターネットの普及が背景にあるものと推測される。また、「職場での嫌がらせ」(24.2%→26.2%)が2番目に多い項目となったことも前回調査と同様であるが、「差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により、就職や結婚等の社会生活の上で不平等又は不利益な取扱いをされた）」は大きく減少している(19.7%→9.3%)。



第1-3図 人権侵害の経験



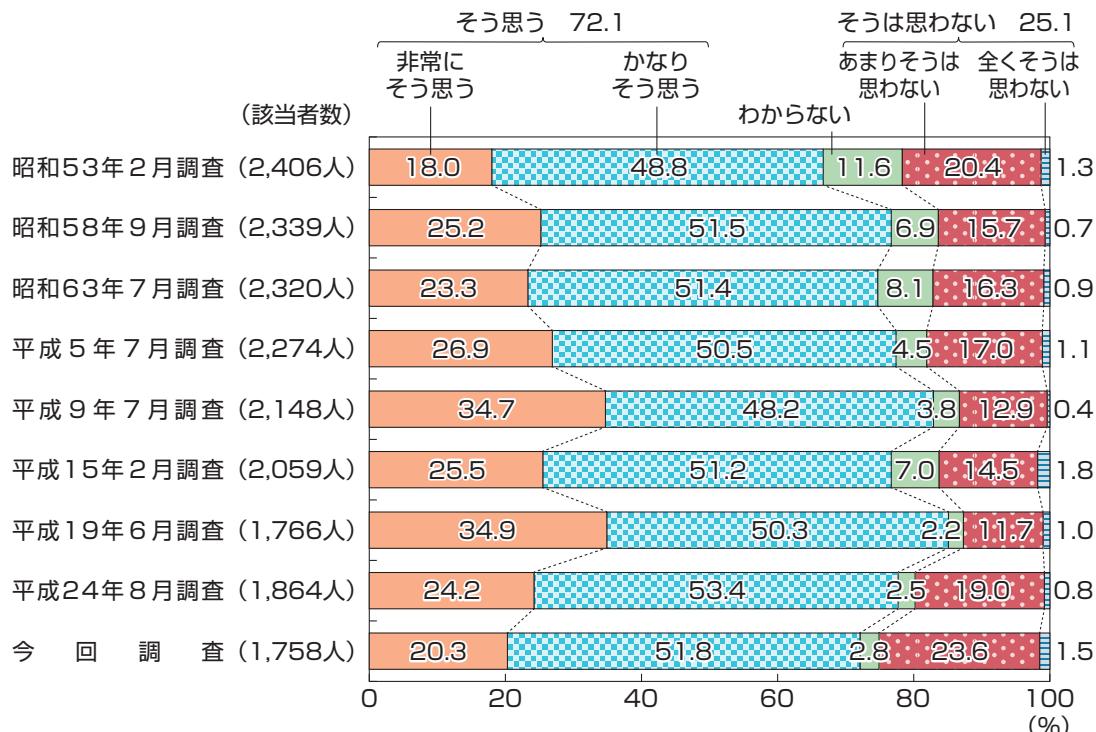
*平成24年8月調査においては項目なし

第1-4図 (人権が侵害されたと思ったことがあると答えた者に) 人権侵害の内容

(4) 人権尊重と権利主張による他人への迷惑

「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見についてどう思うか聞いたところ、「そう思う」とする者の割合が72.1%、「そうは思わない」とする者の割合が25.1%となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「そう思う」とする者の割合は減少しているものの依然として高水準にある(77.7%→72.1%)。



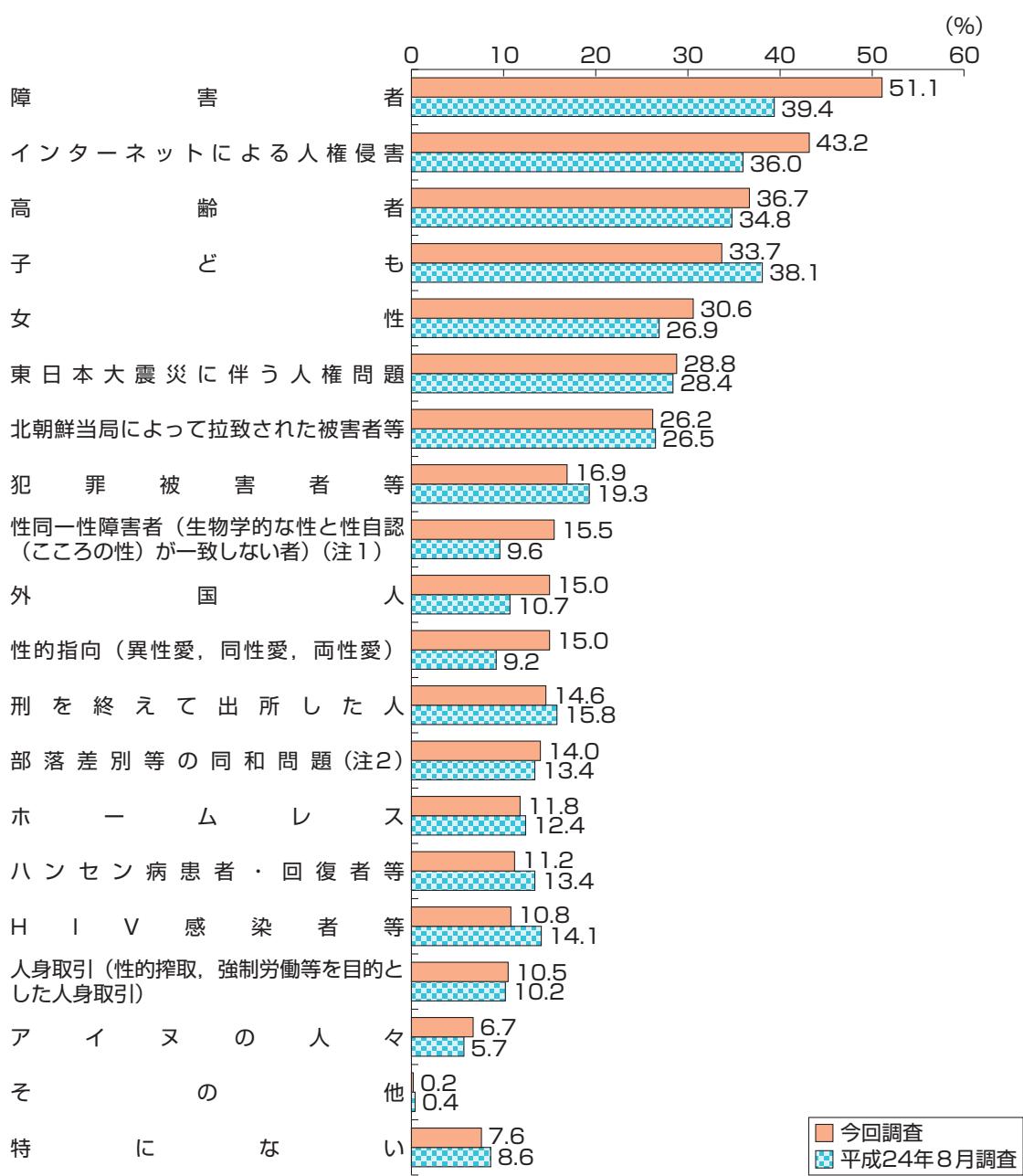
第1-5図 人権尊重と権利の主張による他人への迷惑

3 主な人権課題に関する意識について

日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた者の割合が51.1%と最も高く、以下、「インターネットによる人権侵害」(43.2%), 「高齢者」(36.7%), 「子ども」(33.7%)などの順となっている。

前回調査に比べて、「障害者」(39.4%→51.1%), 「インターネットによる人権侵害」(36.0%→43.2%)を挙げた者の割合が増加している。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え最近マスコミに取り上げられるなど話題となっている問題や身近な人権問題に高い関心が寄せられていることがうかがわれる。



(複数回答)

(注1) 平成24年8月調査では、「性同一性障害者（生物学的な性と性の自己意識（こころの性）が一致しない者）」となっている。

(注2) 平成24年8月調査では、「同和問題」となっている。

第1-6図 人権課題に関する関心

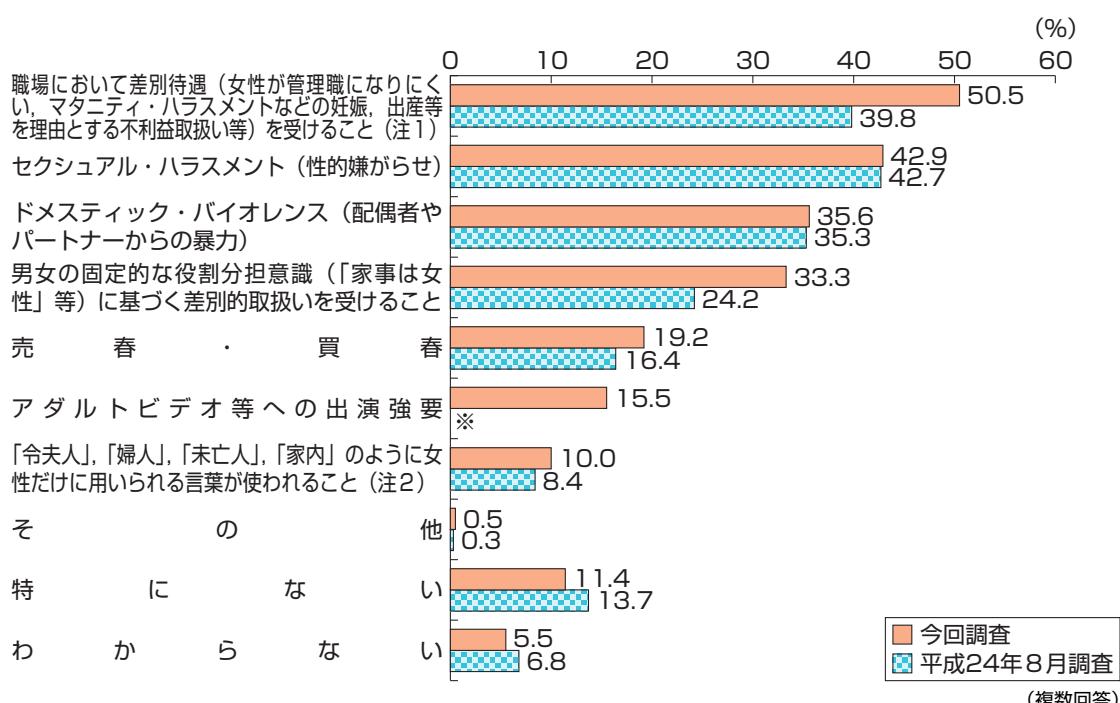
(1) 女性に関する人権問題

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「職場において差別待遇(女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等)を受けること」を挙げた者の割合が50.5%、「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」を挙げた者の割合が42.9%と高く、以下、「ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)」(35.6%)、「男女の固定的な役割分担意識(「家事は女性」等)に基づく差別的取扱いを受けること」(33.3%)などの順となっている。

前回調査に比べて、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること」^(注)（39.8%→50.5%）や「男女の固定的な役割分担意識（「家事は女性」等）に基づく差別的取扱いを受けること」（24.2%→33.3%）、「売春・買春」（16.4%→19.2%）などを挙げた者の割合が増加するなど全体的に女性の人権問題に関する意識が高まっている。

「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること」を人権問題であるとして挙げた者の割合が増加している。これはマタニティ・ハラスメントなど職場内における女性の人権に関する意識が高まったことに要因があるものと推測される。

（注）平成24年8月調査では、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい等）を受けること」となっている。



第1-7図 女性に関する人権問題

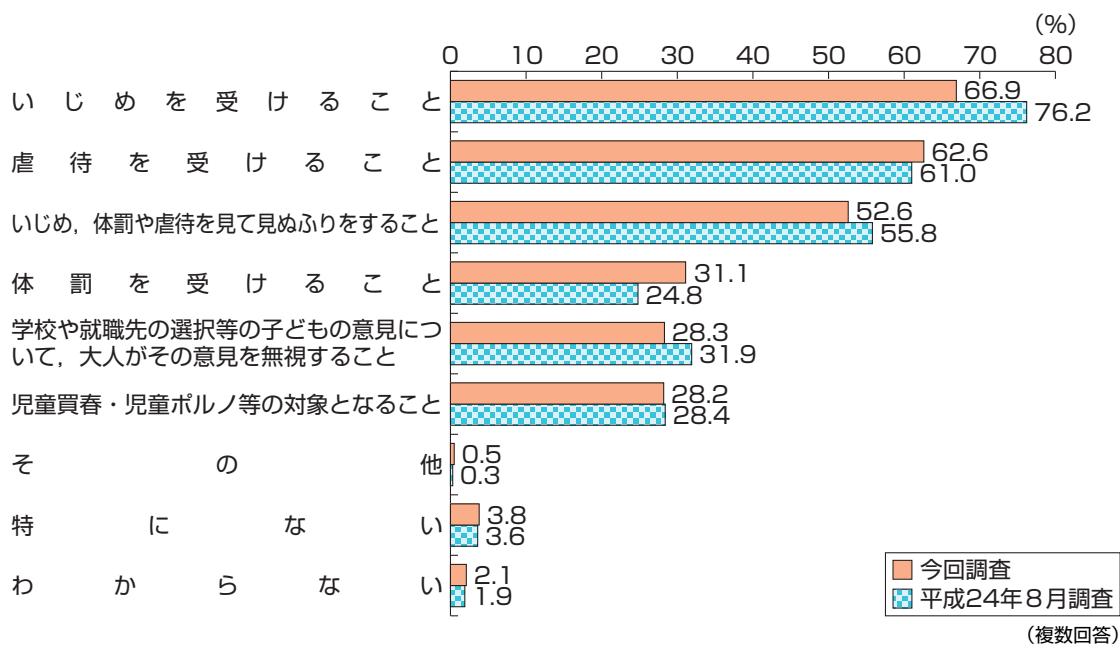
(2) 子どもに関する人権問題

子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「いじめを受けること」を挙げた者の割合が66.9%と最も高く、以下、「虐待を受けること」(62.6%)、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」(52.6%)、「体罰を受けること」(31.1%)、「学校や就職先の選択等の子どもの意見について、大人がその意見を無視すること」(28.3%)などの順となっている。

子どもに関する人権上の問題については、「いじめ」によるものと思われる自殺が社

会問題となったことを反映して、「いじめを受けること」、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」を人権問題として挙げた者の割合が高い。

また、「虐待を受けること」を挙げた者の割合も依然として高い水準にあり、家庭内における児童虐待を人権問題とする意識がマスコミ等の報道により高まった結果であると推測される。



第1-8図 子どもに関する人権問題

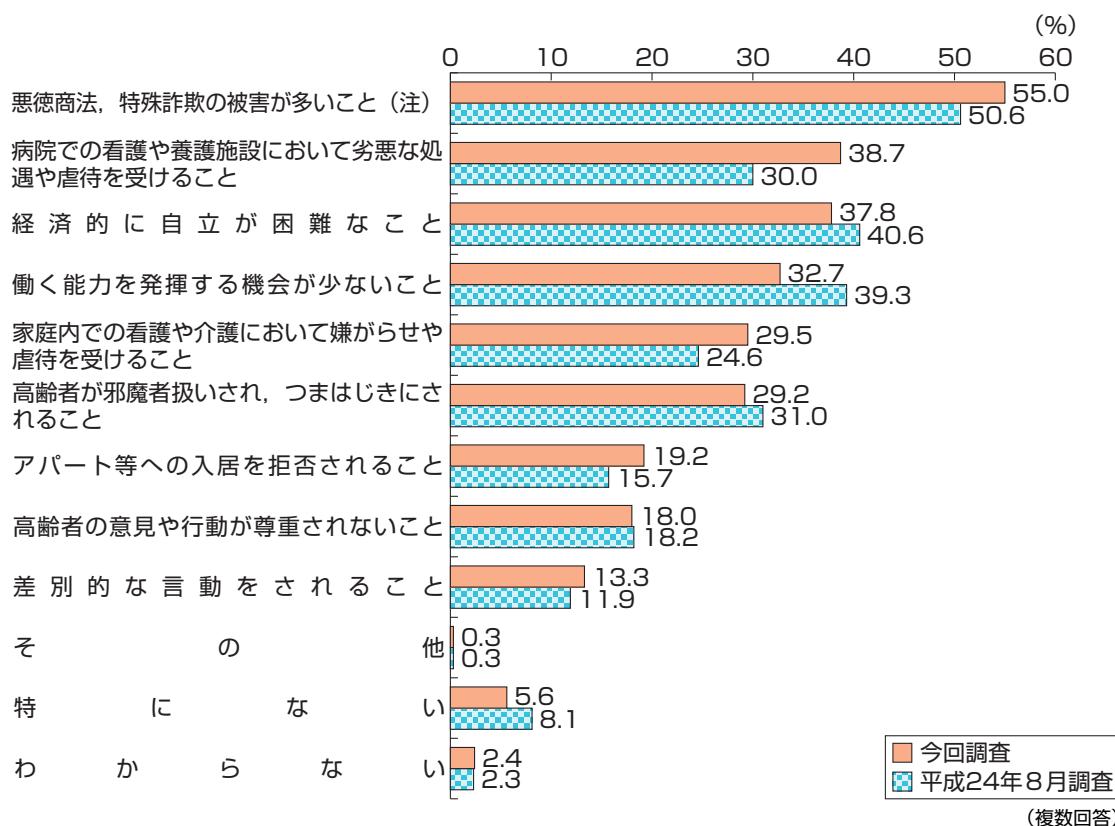
(3) 高齢者に関する人権問題

高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」を挙げた者の割合が55.0%と最も高く、以下、「病院での看護や養護施設において劣悪な待遇や虐待を受けること」(38.7%)、「経済的に自立が困難なこと」(37.8%)、「働く能力を發揮する機会が少ないこと」(32.7%)、「家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること」(29.5%)などの順となっている。

「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」^(注)(50.6%→55.0%) が前回調査と同様依然として高水準を維持しており、高齢者を対象とした悪徳商法が根強く蔓延していることが危惧される。

また、「経済的に自立が困難なこと」(40.6%→37.8%)、「働く能力を発揮する機会が少ないこと」(39.3%→32.7%)、「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」(31.0%→29.2%)など、高齢者の社会参加の問題を挙げた者の割合が依然として高い。

(注) 平成24年8月調査では、「悪徳商法の被害が多いこと」となっている。



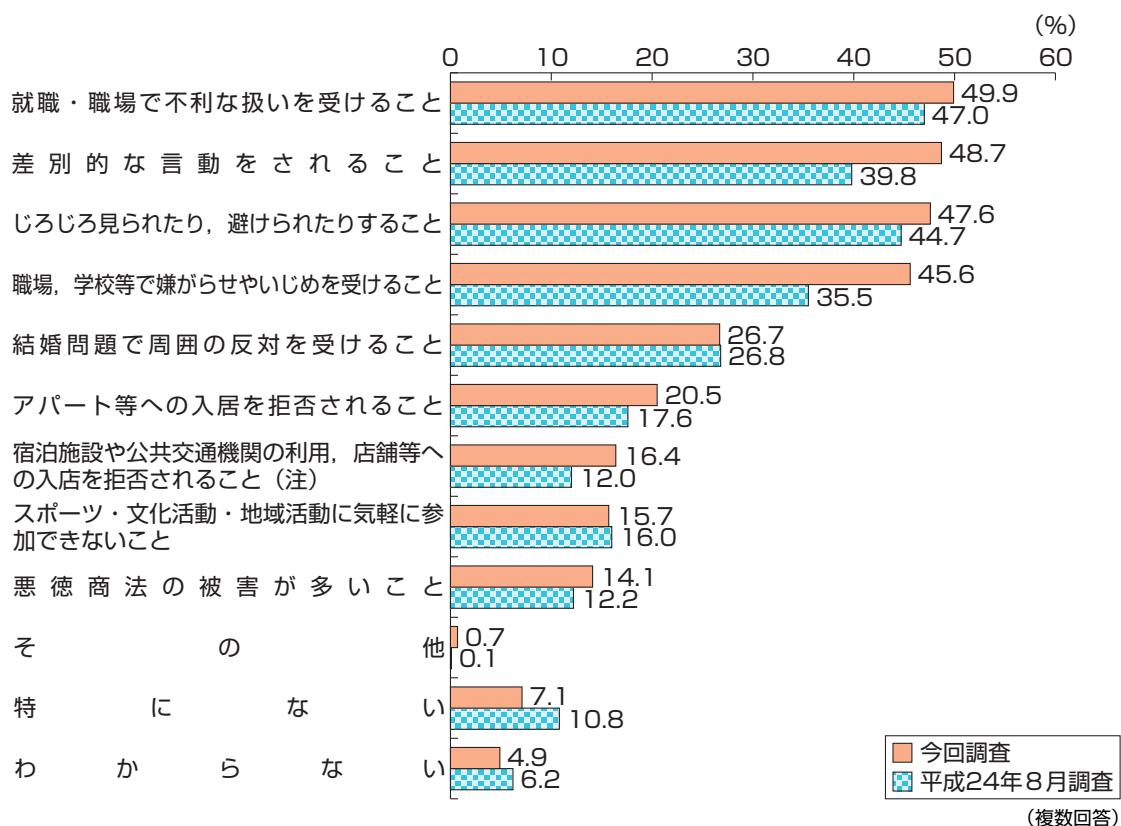
（注） 平成24年8月調査では、「悪徳商法の被害が多いこと」となっている。

第1-9図 高齢者に関する人権問題

（4）障害のある人に関する人権問題

障害のある人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合が49.9%、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合が48.7%と高く、以下、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(47.6%)、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(45.6%)などの順となっている。

前回調査に比べて、「差別的な言動をされること」(39.8%→48.7%)、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(35.5%→45.6%)の割合が増加している。



(注) 平成24年8月調査では、「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」となっている。

第1-10図 障害者に関する人権問題

(5) 同和問題（部落差別）

部落差別等の同和問題について、「部落差別等の同和問題を知っている」とする者の割合は82.3%と高く、初めて知ったきっかけは、何からか聞いたところ、「学校の授業で教わった」(22.9%)、「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた」(19.6%)と答えた者の割合が高い。

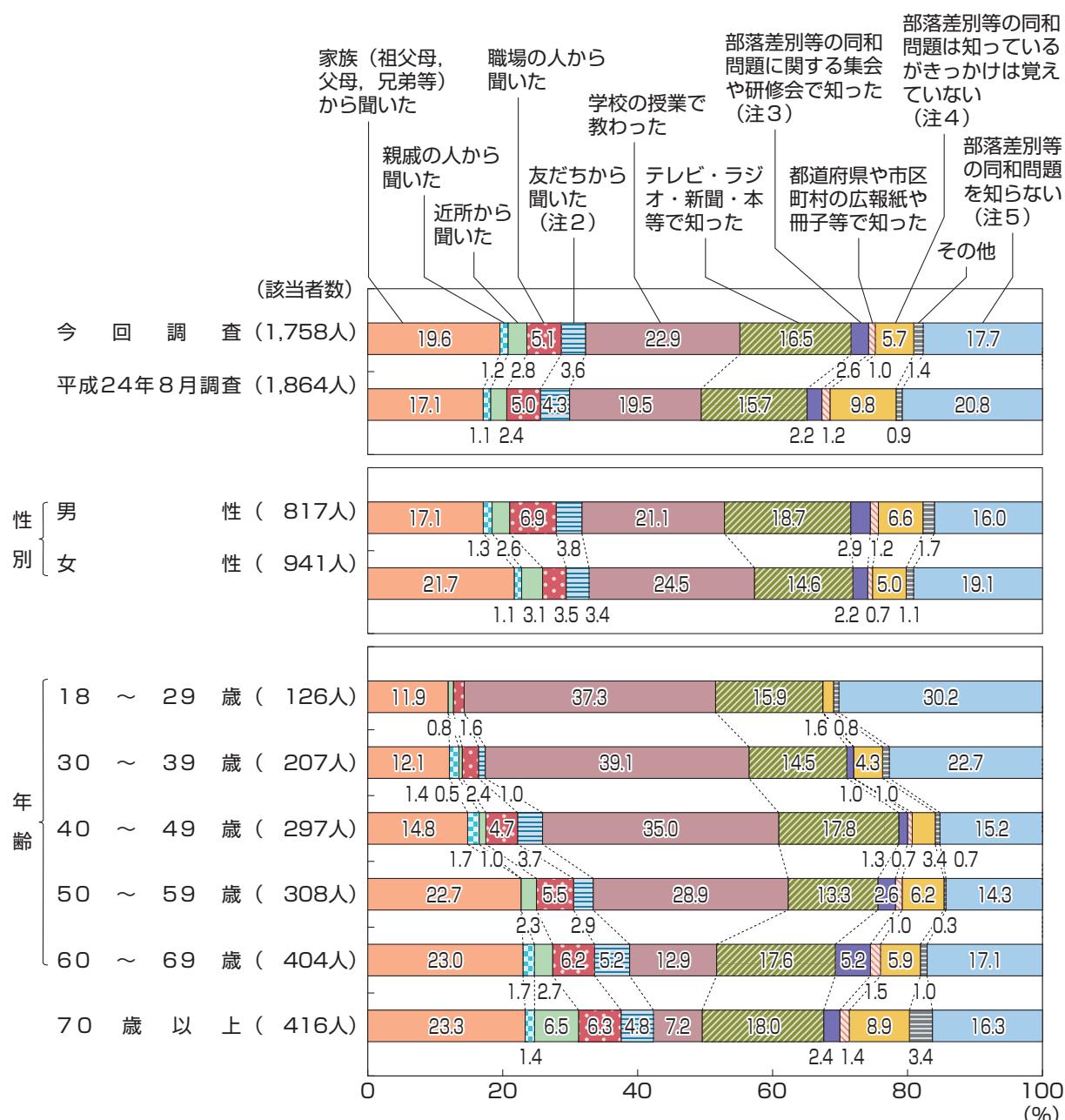
「学校の授業で教わった」とする者の割合は18~29歳で37.3%，30歳代で39.1%，40歳代で35.0%，50歳代で28.9%であり、学校教育が、きっかけの大きな割合を占めている。

「部落差別等の同和問題を知っている」とする者に、部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた者の割合が40.1%と最も高く、以下、「差別的な言動をされること」(27.9%)、「身元調査をされること」(27.6%)などの順となっている。

前回調査に比べて、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(37.3%→40.1%)、「差別的な言動をされること」(24.9%→27.9%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(23.2%→23.5%)を人権上の問題点として挙げる者は増加しており、「身元調査をされること」(27.8%→27.6%)は減少しているもののほぼ同様の割合となっている。

また、部落差別等の同和問題については、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。)が平成28年12月16日に施行されたことを踏まえ、追加の設問として「部落差別等の同和問題を知っている」とする者に、

現在もなお部落差別が存在する理由を聞いたところ、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」を挙げた者の割合が55.8%と最も高く、以下、「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」(34.6%)、「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」(25.5%)などの順となっている。加えて、部落差別等の同和問題を解消するために、今後どうすればよいと思うか聞いたところ、「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」(50.6%)、「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき」(40.8%)が高い割合を示している。



(注1) 平成24年8月調査では、「あなたは、同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

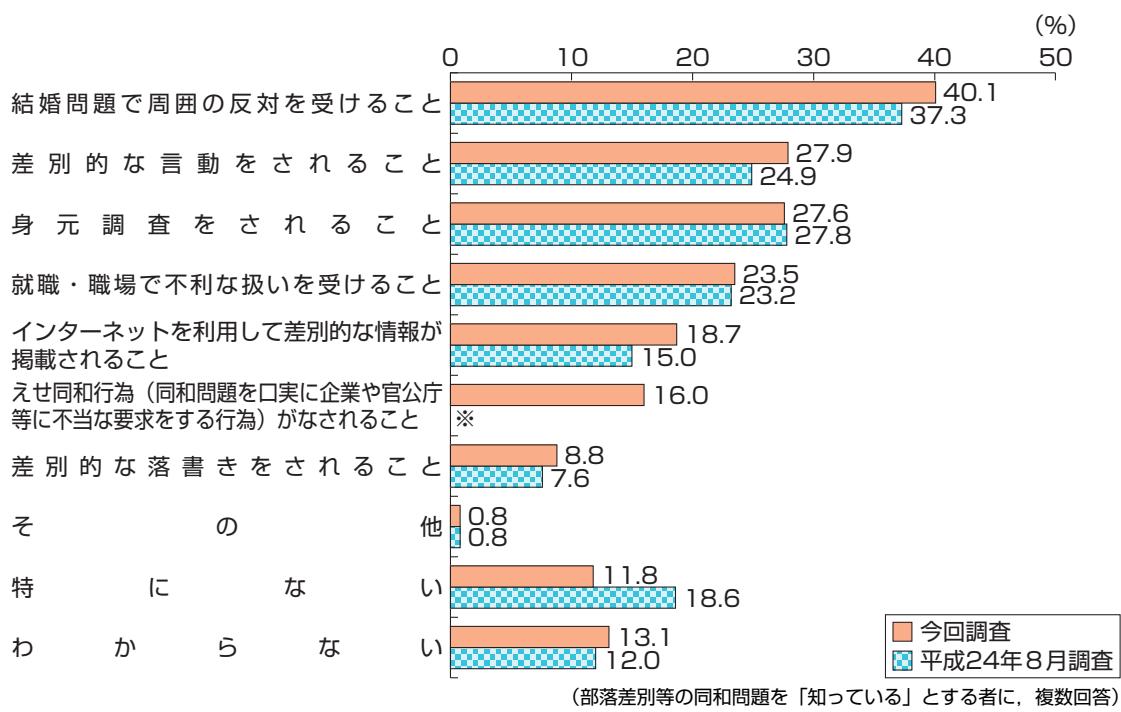
(注2) 平成24年8月調査では、「学校の友だちから聞いた」となっている。

(注3) 平成24年8月調査では、「同和問題の集会や研修会で知った」となっている。

(注4) 平成24年8月調査では、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」となっている。

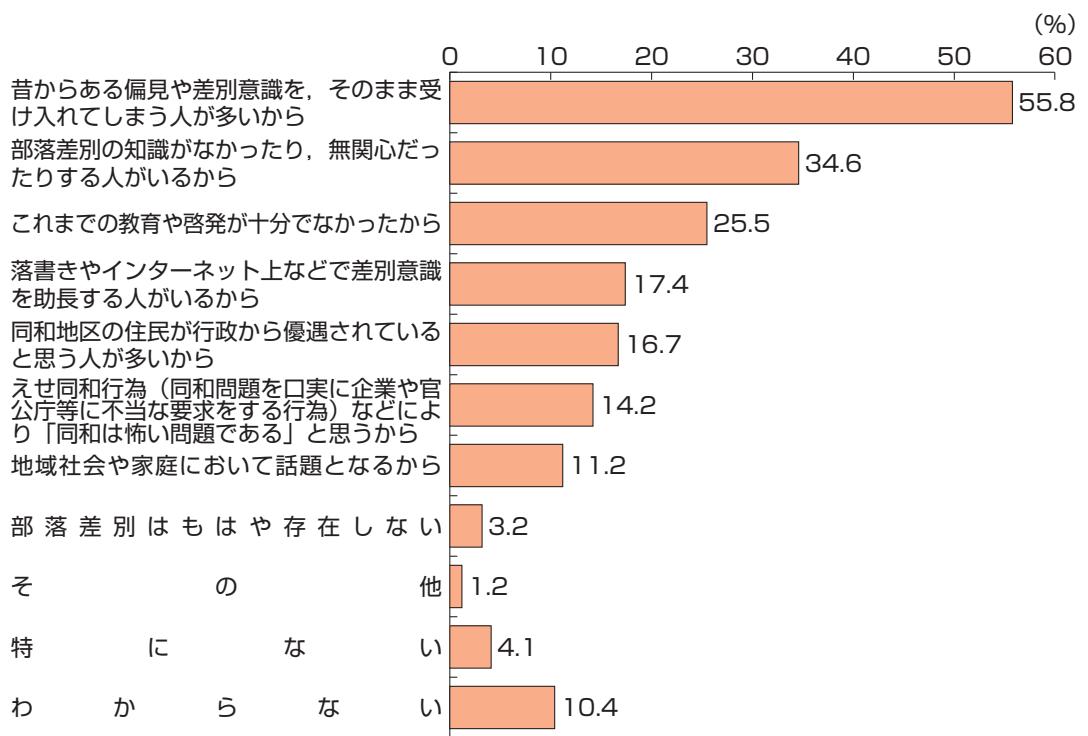
(注5) 平成24年8月調査では、「同和問題を知らない」となっている。

第1-11図 部落差別等の同和問題を知ったきっかけ

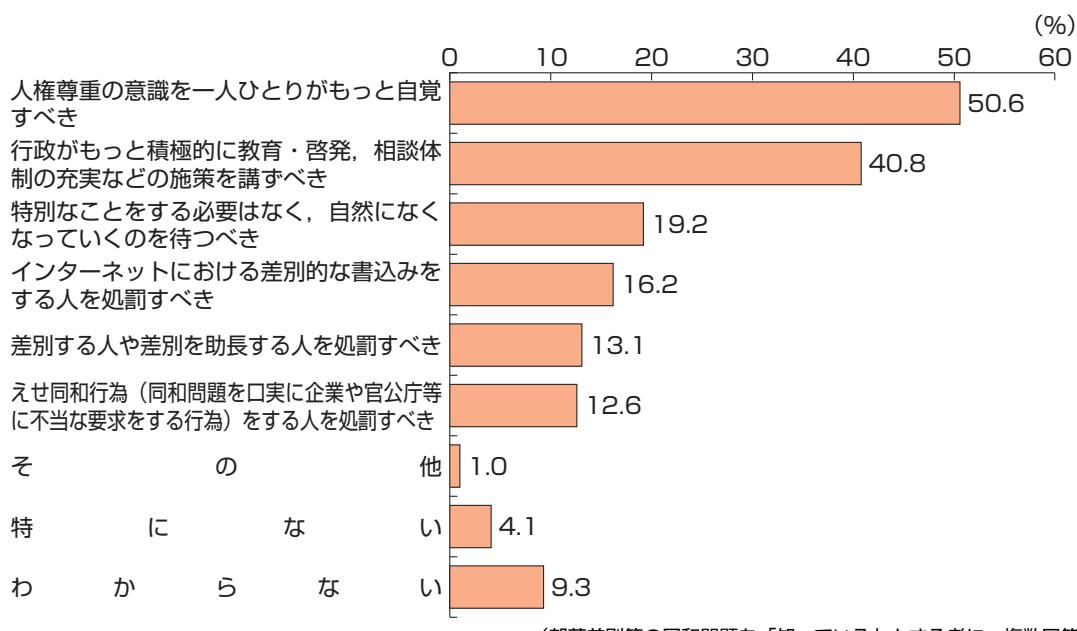


※平成24年8月調査においては項目なし

第1-12図 部落差別等の同和問題に関する人権問題



第1-13図 部落差別が存在する理由



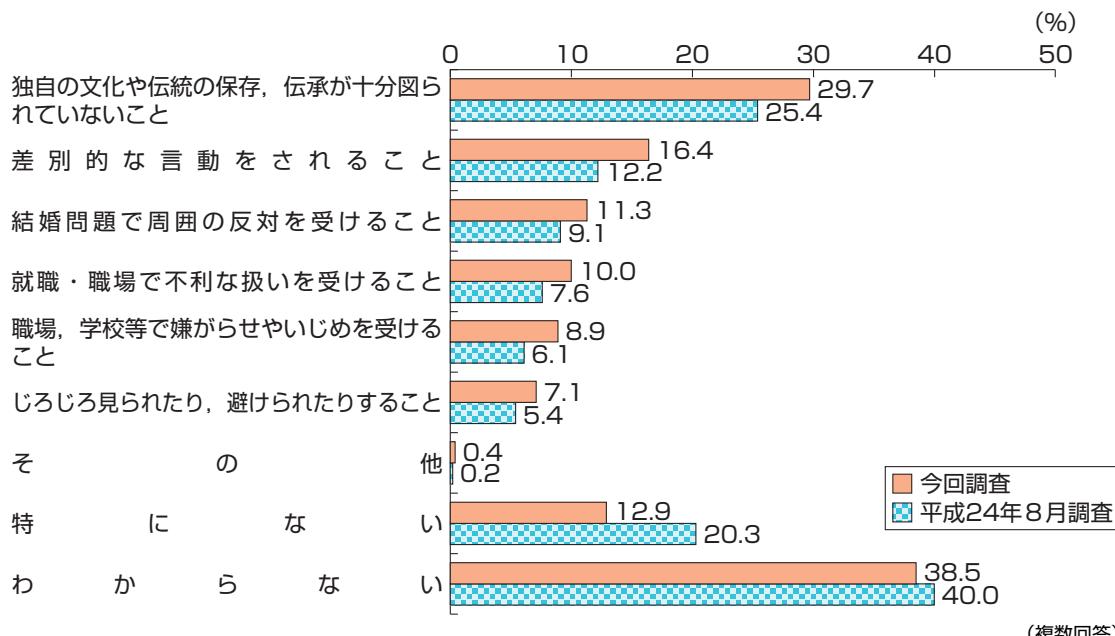
(部落差別等の同和問題を「知っている」とする者に、複数回答)

第1-14図 部落差別等の同和問題を解消するための方策

(6) アイヌの人々に関する人権問題

アイヌの人々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「独自の文化や伝統の保存、伝承が十分図られていないこと」を挙げた割合が29.7%と最も高く、以下、「差別的な言動をされること」(16.4%)などの順となっている。また、「わからない」と回答した者が38.5%となっている。

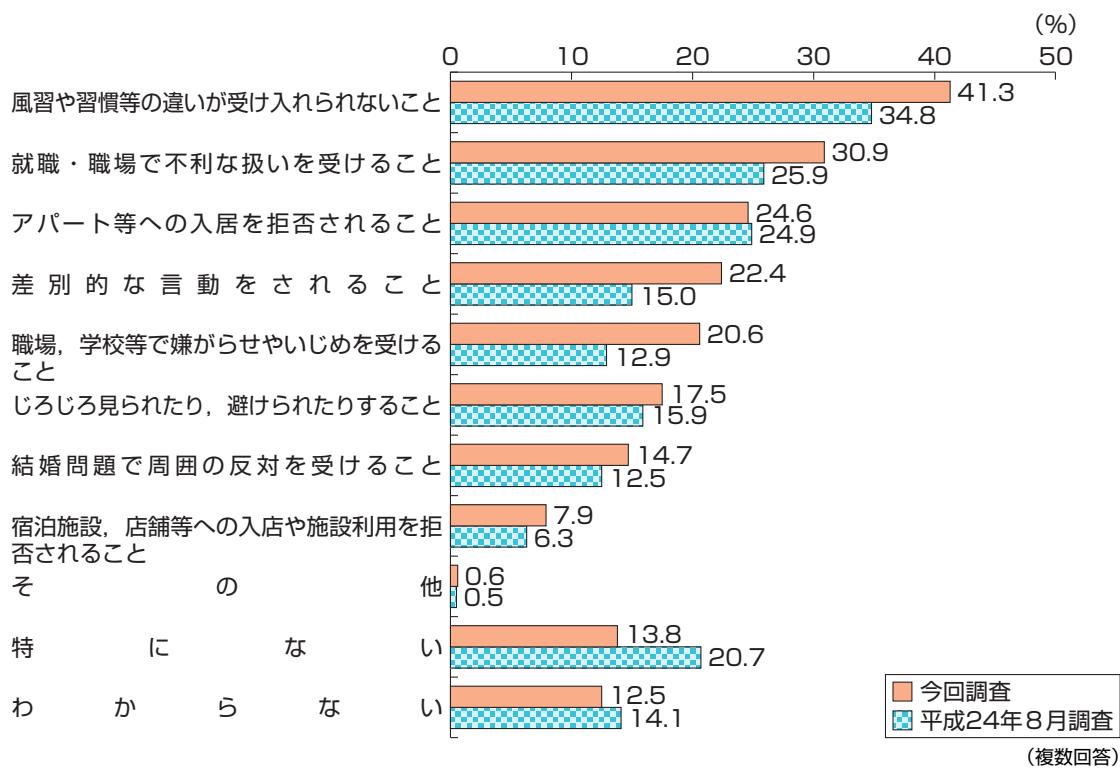
前回調査に比べて、「独自の文化や伝統の保存、伝承が十分図られていないこと」(25.4%→29.7%)を挙げる者がやや増加したものの、「わからない」(40.0%→38.5%)と回答した者が前回調査同様高い水準を維持している。



第1-15図 アイヌの人々に関する人権問題

(7) 外国人に関する人権問題

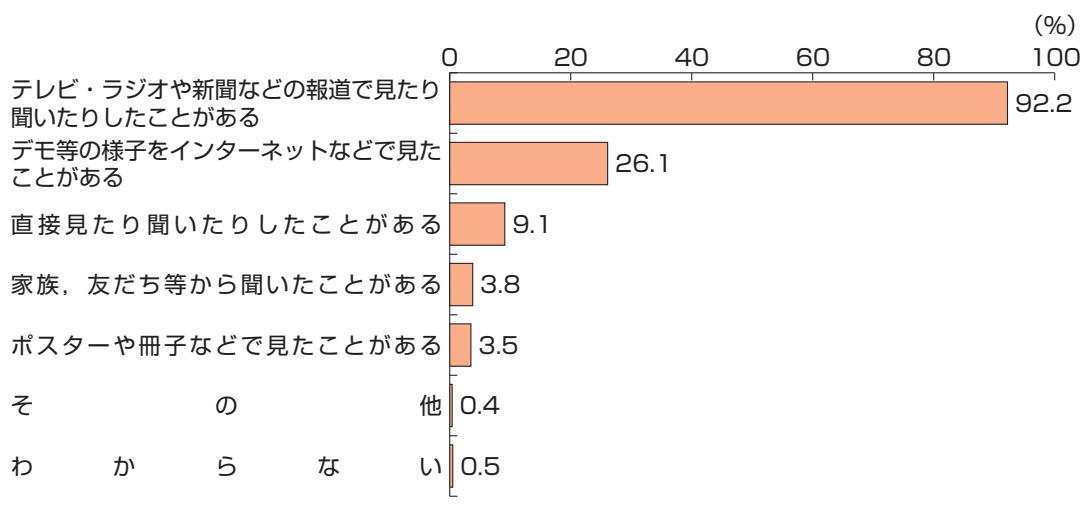
日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を挙げた者の割合が41.3%と最も高く、以下、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(30.9%)、「アパート等への入居を拒否されること」(24.6%)などの順となっている。



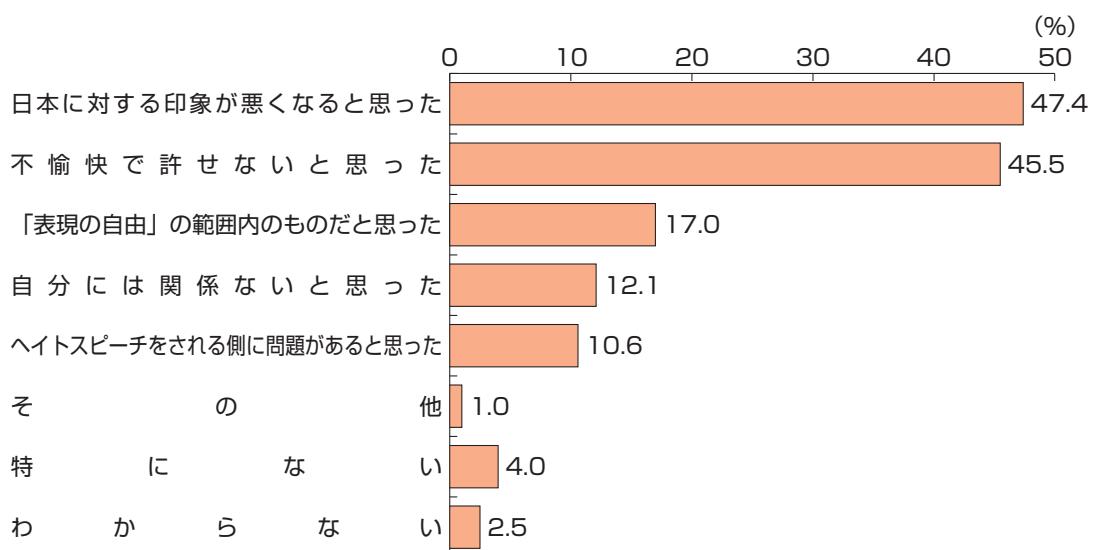
第1-16図 外国人に関する人権問題

また、外国人の人権問題に関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が平成28年6月3日に施行されたことを踏まえ、追加の設問としてヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っているか聞いたところ、「知っている」とする者の割合は57.4%であった。

「ヘイトスピーチを伴うデモ等を知っている」とする者にどのようにして知ったかを聞いたところ、「テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある」を挙げた者の割合が92.2%と非常に高く、以下、「デモ等の様子をインターネットなどで見たことがある」(26.1%)などの順となっている。加えて、ヘイトスピーチを伴うデモ等を見聞きしてどう思ったかを聞いたところ、「日本に対する印象が悪くなると思った」(47.4%)、「不愉快で許せないと思った」(45.5%)を挙げた者の割合が高い一方、「表現の自由」の範囲内のものだと思った」(17.0%)、「自分には関係ないと思った」(12.1%)を挙げた者も一定程度見られた。



(ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を「知っている」と答えた者に、複数回答)
第1-17図 ヘイトスピーチを伴うデモ等を知った経緯

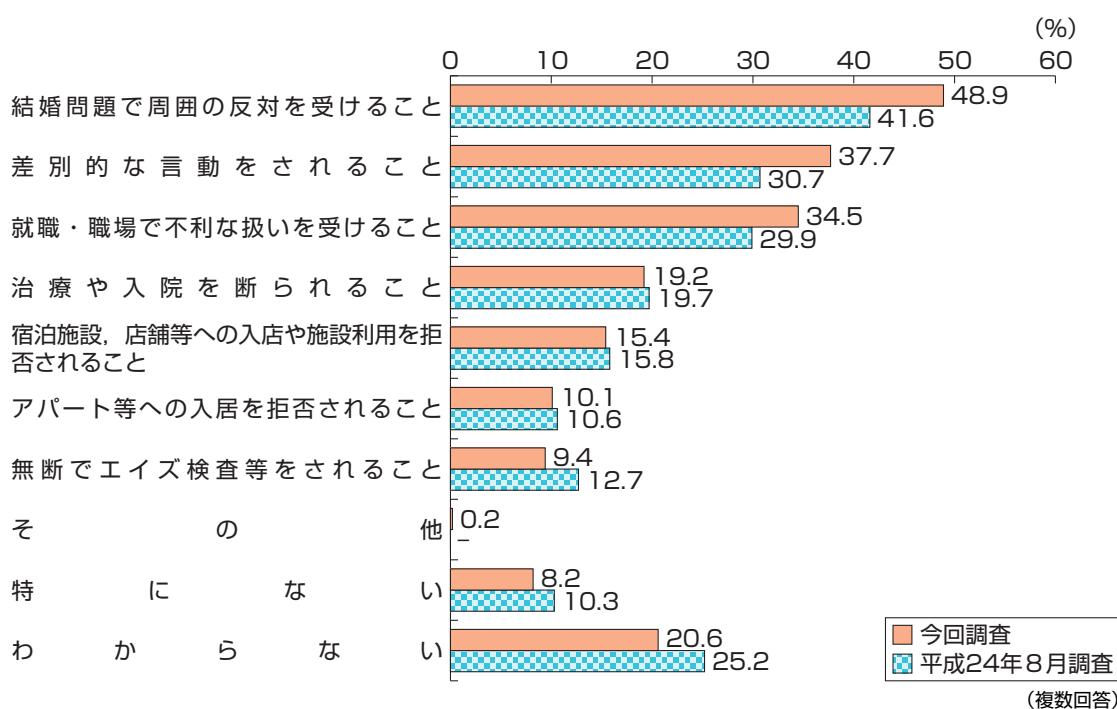


(ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を「知っている」と答えた者に、複数回答)
第1-18図 ヘイトスピーチを伴うデモ等に対する意識

(8) HIV感染者等に関する人権問題

エイズ患者・HIV感染者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた者の割合が48.9%と最も高く、以下「差別的な言動をされること」(37.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(34.5%)、「治療や入院を断られること」(19.2%)などの順となっている。

前回調査に比べて、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(41.6%→48.9%),「差別的な言動をされること」(30.7%→37.7%),「就職・職場で不利な扱いを受けること」(29.9%→34.5%)を挙げた者の割合が増加しており、「治療や入院を断られること」(19.7%→19.2%)を挙げた者の割合は減少しているものほぼ同じ水準となっている。

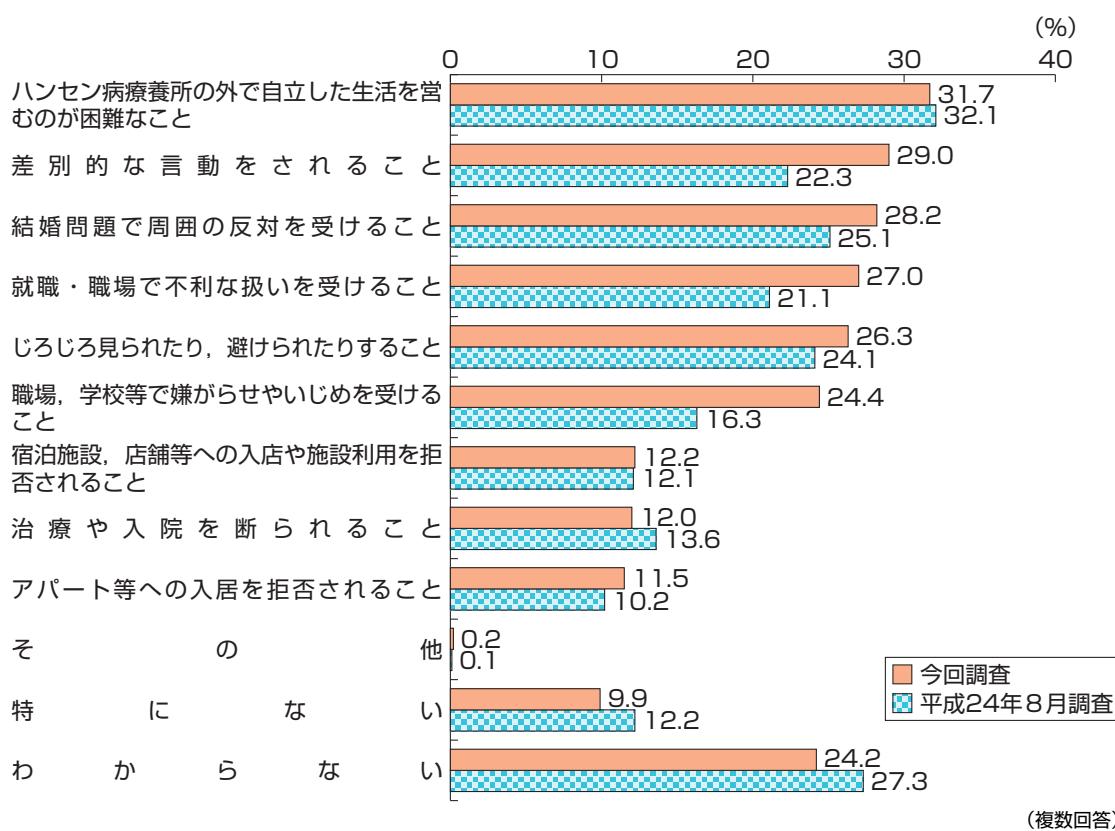


第1-19図 HIV感染者等に関する人権問題

(9) ハンセン病患者等に関する人権問題

ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」を挙げた者の割合が31.7%と最も高く、以下、「差別的な言動をされること」(29.0%)、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(28.2%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(27.0%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(26.3%)などの順となっている。

また、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」(32.1%→31.7%)は減少しているもののほぼ同じ水準であり、「差別的な言動をされること」(22.3%→29.0%)、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(25.1%→28.2%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(21.1%→27.0%)を挙げた者の割合が増加している。

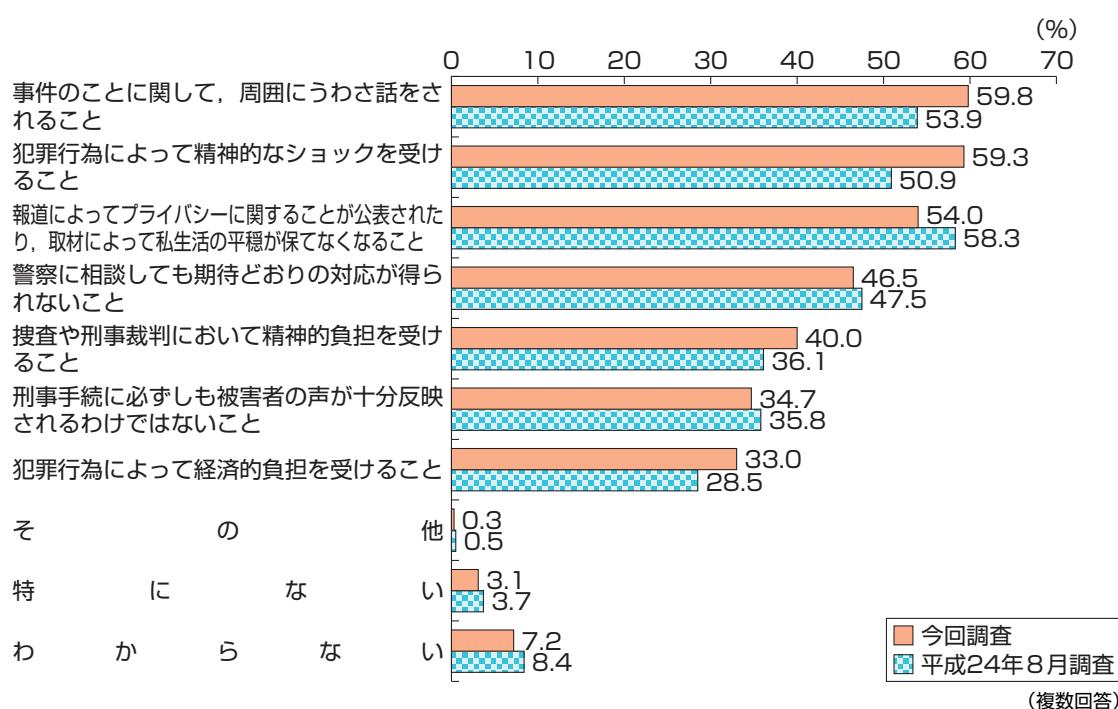


第1-20図 ハンセン病患者等に関する人権問題

(10) 犯罪被害者等に関する人権問題

犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」を挙げた者の割合が59.8%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」を挙げた者の割合が59.3%、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」を挙げた者の割合が54.0%、「警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと」を挙げた者の割合が46.5%などの順となっている。

前回の調査結果と比較してみると、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」(53.9%→59.8%)、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」(50.9%→59.3%)を挙げた者の割合が増加する一方、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」(58.3%→54.0%),「警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと」(47.5%→46.5%)を挙げた者の割合が減少している。



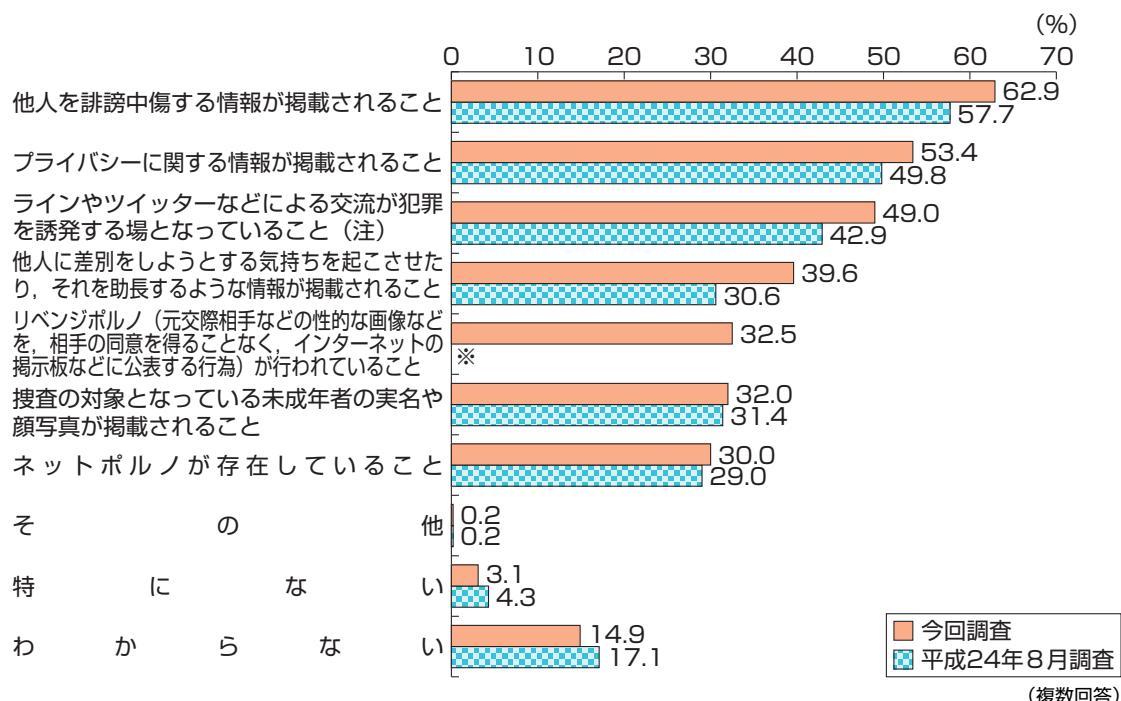
第1-21図 犯罪被害者等に関する人権問題

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思うか聞いたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」を挙げた者の割合が62.9%と最も高く、以下、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(53.4%)、「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」(49.0%)などの順となっている。

前回の調査結果と比較してみると、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」(57.7%→62.9%), 「プライバシーに関する情報が掲載されること」(49.8%→53.4%), 「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」^(注)(42.9%→49.0%)などが増加している。

(注) 平成24年8月調査では、「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」となっている。



※平成24年8月調査においては項目なし

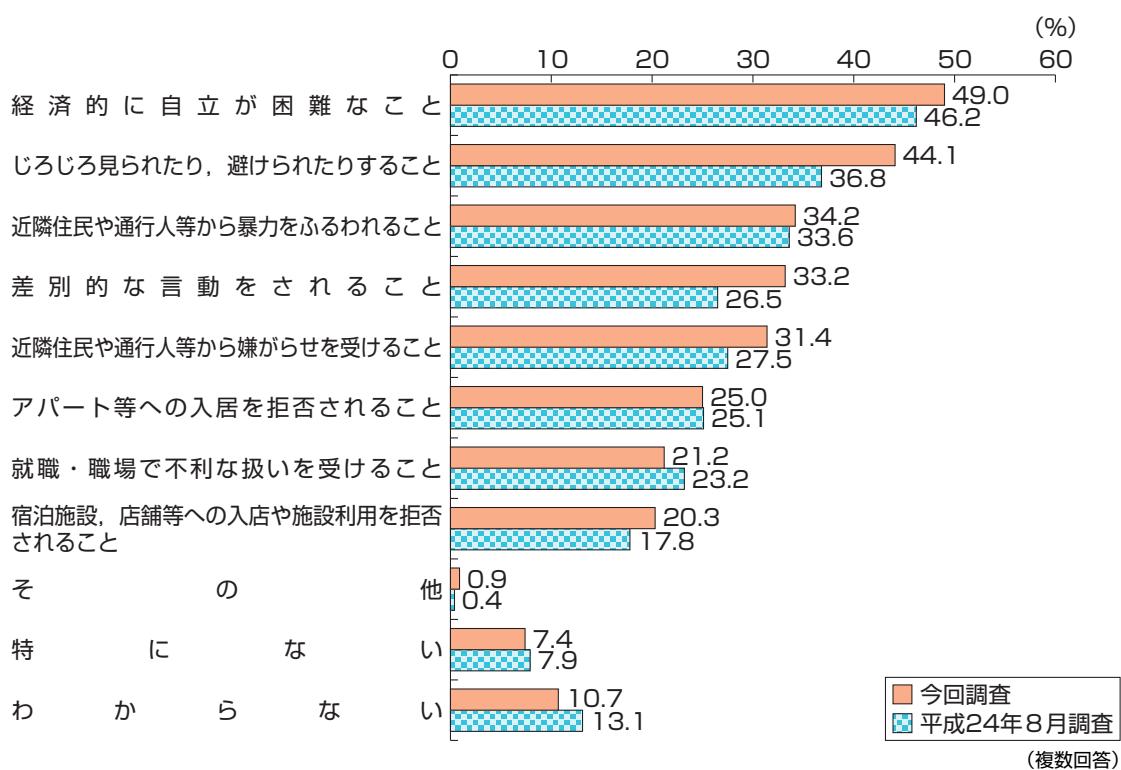
(注) 平成24年8月調査では、「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」となっている。

第1-22図 インターネットによる人権侵害に関する人権問題

(12) ホームレスに関する人権問題

ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「経済的に自立が困難なこと」を挙げた者の割合が49.0%と最も高く、以下、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(44.1%)、「近隣住民や通行人等から暴力をふるわれること」(34.2%)などの順となっている。

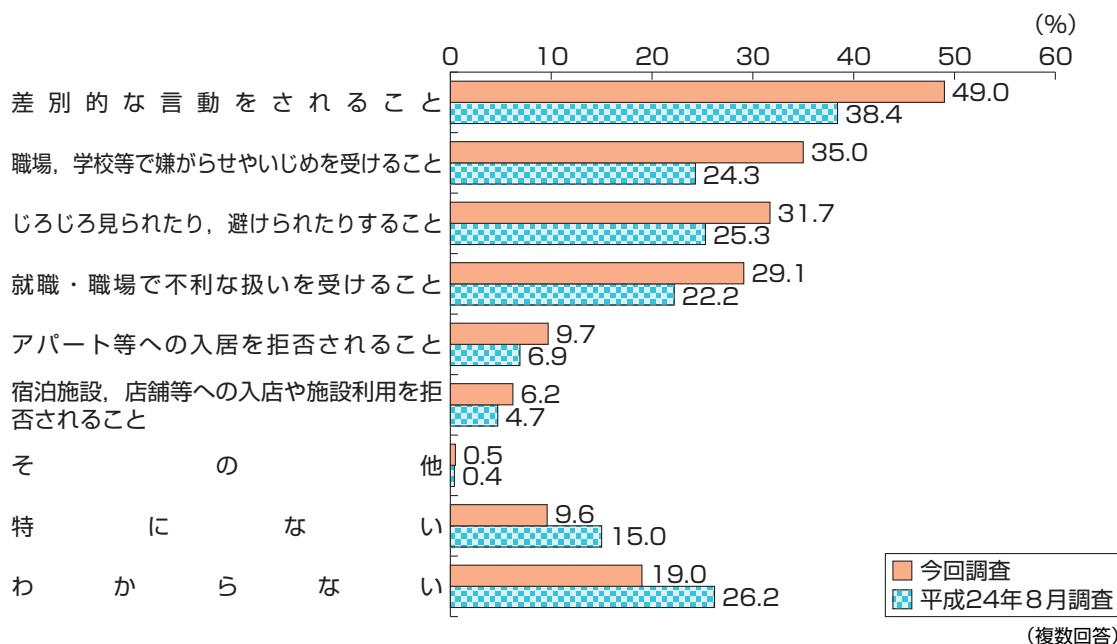
前回の調査結果と比較してみると、「経済的に自立が困難なこと」(46.2%→49.0%), 「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(36.8%→44.1%)などを挙げた者の割合が増加している。



第1-23図 ホームレスに関する人権問題

(13) 性的指向に関する人権問題

異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合が49.0%と最も高く、以下、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(35.0%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(31.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(29.1%)などの順となっている。

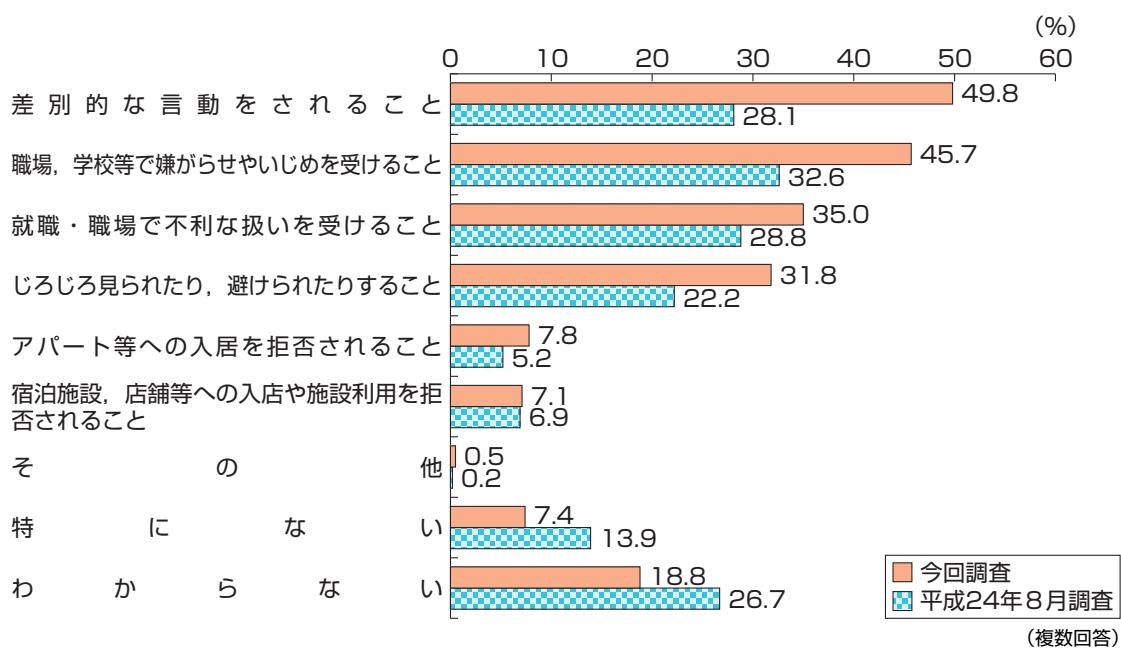


第1-24図 性的指向に関する人権問題

(14) 性同一性障害者に関する人権問題

生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合が49.8%と最も高く、以下、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(45.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(35.0%)などの順となっている。

前回の調査結果と比較してみると、「差別的な言動をされること」(28.1%→49.8%)、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(32.6%→45.7%)を挙げた者の割合が大きく増加している。

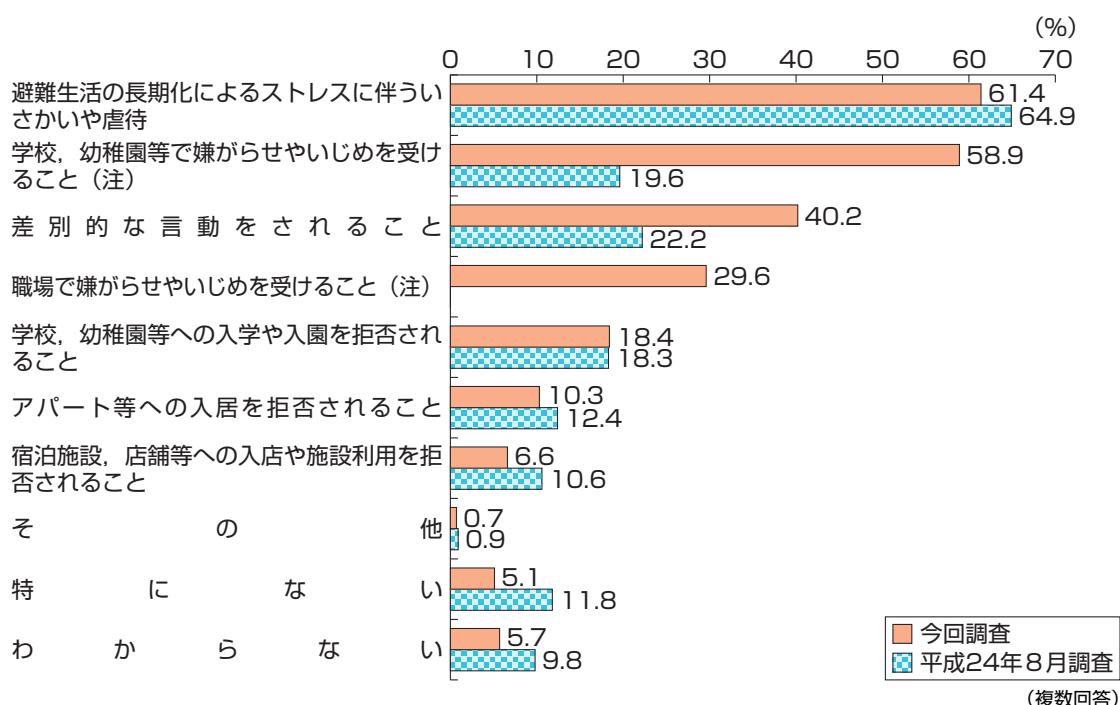


第1-25図 性同一性障害者に関する人権問題

(15) 東日本大震災に伴う人権問題

東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」を挙げた者の割合が61.4%と最も高く、以下、「学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること」(58.9%)、「差別的な言動をされること」(40.2%)、「職場で嫌がらせやいじめを受けること」(29.6%)などの順となっている。

前回の調査と比較してみると、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」(64.9%→61.4%)を挙げた者の割合が依然として高い水準を維持している。



(注) 平成24年8月調査では、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」となっている。

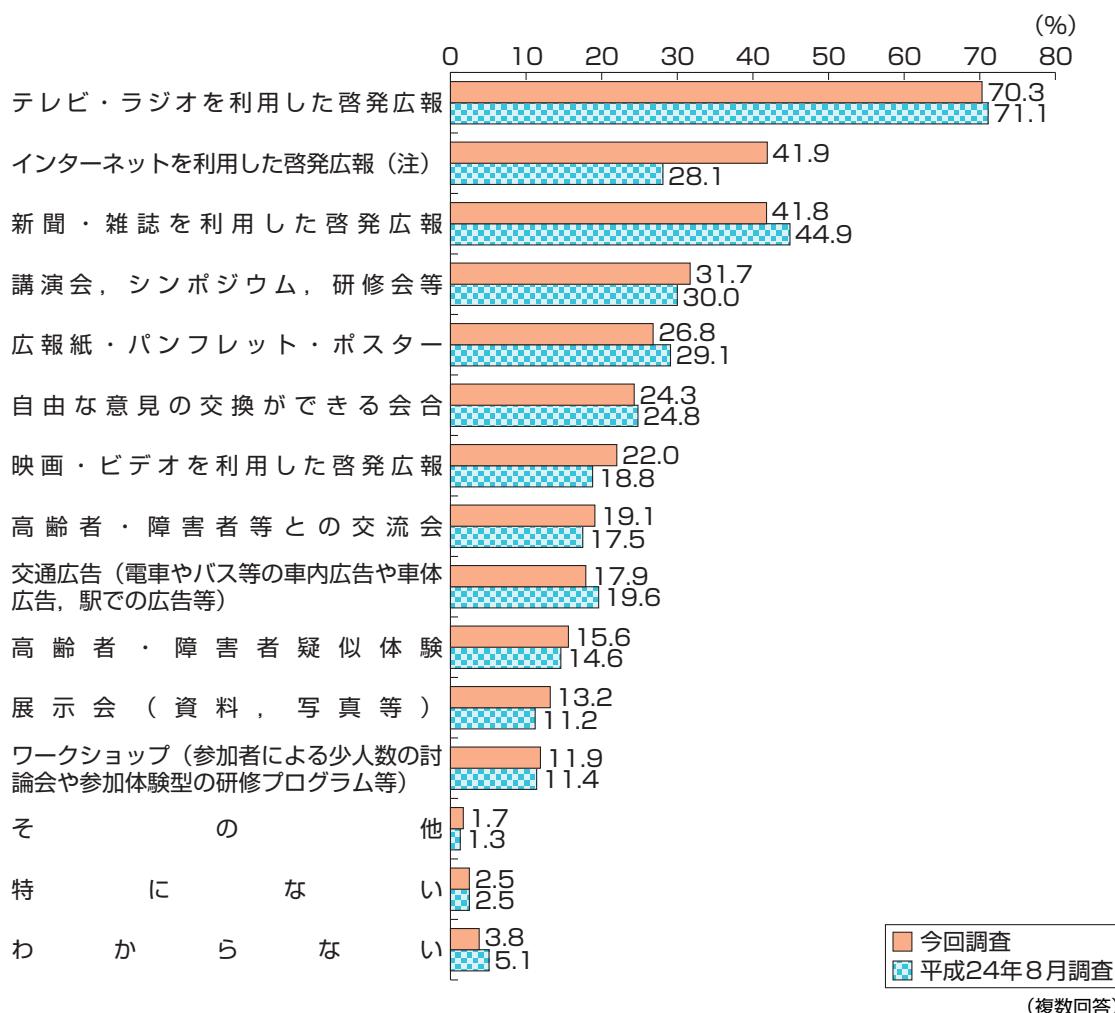
第1-26図 東日本大震災に伴う人権問題

4 人権課題の解決の方策について

人権啓発を推進するためには、国民に対してどのような啓発広報活動が効果的であると思うか聞いたところ、「テレビ・ラジオを利用した啓発広報」(70.3%)、「インターネットを利用した啓発広報」(41.9%)を挙げた者の割合が高く、「新聞・雑誌を利用した啓発広報」(41.8%)を挙げた者の割合も前回調査同様の水準を維持している。

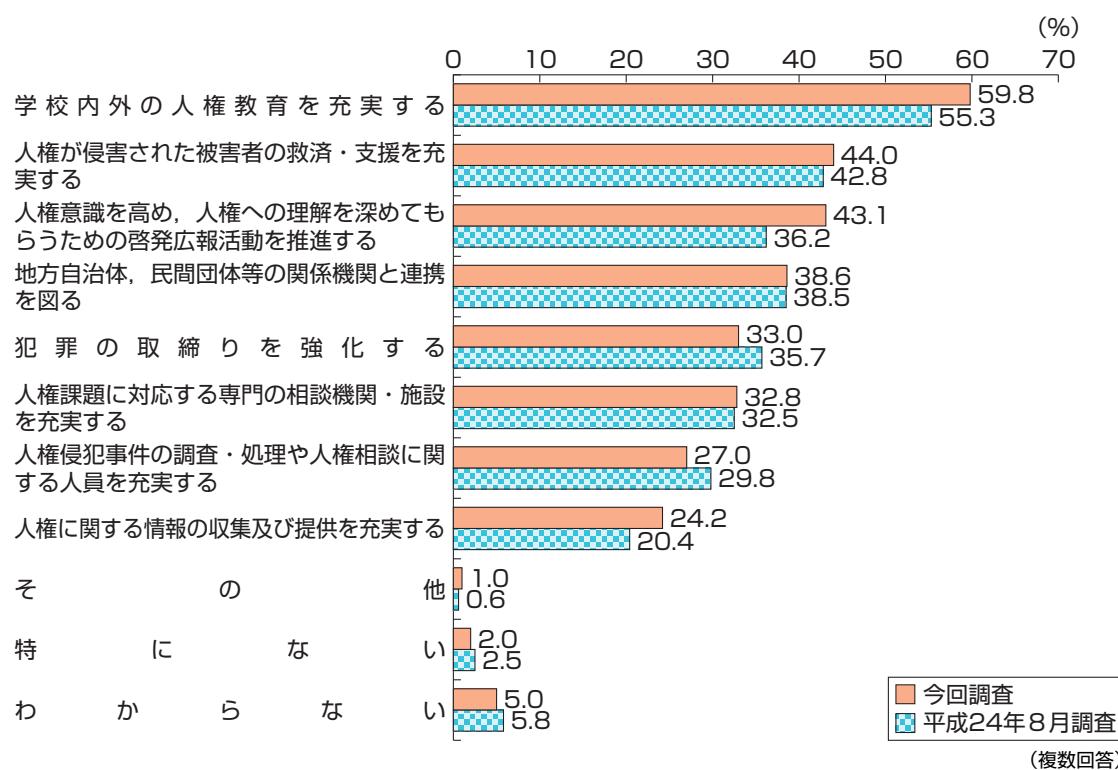
また、今後、国は人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ、「学校内外の人権教育を充実する」(59.8%)、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(44.0%),「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」(43.1%)を挙げた者の割合が高い。

全体を通じてみると、人権教育・啓発に対する国民の大きな期待がうかがわれる。また、効果的な啓発広報活動としてはマスメディアやインターネットを積極的に活用すべきであるとの意見が多い。



(注) 平成24年8月調査では、「インターネット・Eメール（メールマガジン等）を利用した啓発広報」となっている。

第1-27図 どのような啓発活動が効果的と思うか



第1-28図 人権課題の解決のための方策

第2章

平成29年度に講じた
人権教育・啓発に関する施策

第

1

節

人権一般の普遍的な視点からの取組

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

(1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業（平成29年度実績：45地域、108校）」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

各学校における取組例

〈事例1〉 小学校の例

主題：「人権を大切にする豊かな人間関係づくりと、確かな学力を育む人権教育の推進」

具体的取組：

- 学校生活における、他者への配慮のある関わり方の例を、高学年の児童が「劇」として演じ、低学年の児童に見せる教育活動等の実施。
- 人権教育による個々の児童や学級全体の変容の把握（年2回のアンケートの実施）。

〈事例2〉 中学校の例

主題：「一人一人の思いやりの心とコミュニケーション能力を育む人権教育の推進」

具体的取組：

- 研修等を通じた、人権教育の目的・目標に係る教職員の共通理解の促進。
- 様々な主題に係る人権教育の計画的な推進（11月の「いじめ防止強化月間」における小・中連携の「いじめ防止子ども会議」、12月の「命と人権を考える月間」における拉致問題を扱った「人権講話」等の教育活動を実施）。

人権教育に関する指導方法等については、平成16年6月には「第1次とりまとめ」、平成18年1月には「第2次とりまとめ」、平成20年3月には「第3次とりまとめ」を公表した。文部科学省では、この第3次とりまとめを全国の国公私立学校や教育委員会等に配布するなど調査研究の成果普及に努めている。

また、人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じた学校における人権教育の特色ある実践事例の収集、公表を行うとともに（平成23年度版は64事例、平成24年度版は61事例、平成25年度版は57事例、平成26年度版は54事例、平成27年度版は49事例）、平成26年度に文部科学省ホームページ掲載用の人権教育の理解促進を図るための動画を作成した。平成28年度には、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行されたことを踏まえ、外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し、その結果を文部科学省ホームページ等で周知した。

さらに、平成22年度から毎年、「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。）等について周知を図っている。

イ 道徳教育の推進

文部科学省では、学習指導要領において、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等について指導することとしており、学校における道徳教育の充実を図っている。

こうした道徳教育の一層の充実を図るため、平成29年度用として道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布するとともに、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施することとしている。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるよう努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図って

おり、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

また、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、ヘイトスピーチ解消法や部落差別解消推進法等に関する法の趣旨や性同一性障害や性的指向・性自認に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除くものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」等について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

(1) 人権啓発の実施主体

人権啓発を担当する国の機関として、法務省の人権擁護機関^(注)がある。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に

関わる様々な活動を展開している。

(注)「法務省の人権擁護機関」

法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体を含む全体を法務省の人権擁護機関という。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちであり、法務局・地方法務局等と連携しながら、全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考え方から創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものである。

(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア 平成29年度啓発活動重点目標

その時々の社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて啓発活動を展開している。

平成29年度は、啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるように、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための啓発活動を展開した。

平成29年度においては、関係機関の協力の下、啓発活動重点目標を始め、次の17の項目を強調事項として掲げた。法務省の人権擁護機関は、これらの重点目標等を踏まえながら、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアを活用した啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう



ポスター「平成29年度啓発活動重点目標」

- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑪ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑬ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑭ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

イ 第69回人権週間

毎年12月4日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な啓発活動を展開している。

ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

平成29年度においても、全国各地で、街頭での啓発活動を行うほか、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に努めた。

また、6月1日を中心に全国2,498か所において、全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所^(注)を開設した。

^(注)「特設人権相談所」は、法務局長又は地方法務局長と人権擁護委員協議会長が、協議の上、日時及び場所を定めて開設する相談所をいい、土曜日、日曜日又は祝日に法務局・地方法務局及びその支局で開設するものや、デパート、公民館、福祉施設等で開設するものがある。

エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重意識を根



ポスター「人権擁護委員制度」

付かせることを目的として、毎年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

37回目を迎えた平成29年度は、7,358校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た体験を基に、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた96万390編の応募があった。多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。中央大会では、次の各大臣賞のほか102編を表彰した。

内閣総理大臣賞 兵庫県・神戸市立垂水東中学校3年 大原佳乃さん

「みんなと一緒に高校生になる」

法務大臣賞 愛知県・刈谷市立朝日中学校1年 石川叡さん

「知的障害者の災害時の避難」

文部科学大臣賞 滋賀県・東近江市立朝桜中学校1年 木田美映ミシェルさん

「地球人でええやんか」

なお、内閣総理大臣賞等の主な入賞作品については、「第37回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

また、法務省において平成30年1月5日に中央大会表彰式を行うとともに、法務

局・地方法務局において人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し、作品の内容を周知した。

さらに、優秀作品を世界に発信することを目的として、第37回大会の優秀作品3作品について、英語に翻訳の上、コンテストの紹介文と共に法務省ホームページ（英語版）に掲載した。



第37回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式



受賞者とその御家族



第37回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

才 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動である。

この活動の一つとして、主に小学生を対象に、「人権の花運動」(36頁参照)における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。また、近年は、中・高・大学生や、企業研修等において大人を対象としても実施している。

平成29年度は、小学校のほか、中学校、幼稚園、保育所等において、22,907回、997,815人を対象に広範囲に行われた。

人権教室実施状況	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	16,163	19,871	20,946	21,968	22,907
参加者数	650,493	796,748	856,935	922,731	997,815

(法務省人権擁護局の資料による)



人権教室

力 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業や特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等の団体及び個人並びに共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた活動を行っている団体及び個人の中から、人権擁護上、顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣と全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。

平成29年度の受賞者は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|---|
| 法務大臣表彰状 | 株式会社エフエムもえる（北海道留萌市） |
| 法務大臣表彰状(ユニバーサル社会賞) | オリンピック・パラリンピック等経済界協議会(東京都千代田区)
社会福祉法人福岡県盲人協会（福岡県太宰府市）
社会福祉法人太陽の家（大分県別府市）
北海道ユニバーサル上映映画祭実行委員会（北海道函館市） |

全国人権擁護委員連合会会長表彰状
法務大臣感謝状
全国人権擁護委員連合会会長感謝状
西九州電設株式会社玉名営業所 ひまわりてれび(熊本県玉名市)
株式会社埼玉新聞社 (さいたま市北区)
エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニケーションズ株式会社 大宮アルディージャ(さいたま市大宮区)
楽天ヴィッセル神戸株式会社 (神戸市兵庫区)



平成29年度人権擁護功労賞

(3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動(人権啓発活動中央委託事業)

(ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

(イ) 平成29年度に人権教育啓発推進センターへ委託した啓発活動

① 人権啓発リーフレットの作成

- ・「部落差別解消推進法リーフレット」(部落差別のない社会の実現に資するため、国民に対し、本法の施行を周知することを目的としたリーフレット)
- ・「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」（性的指向及び性自認に関する理解促進を目的としたリーフレット）

② 人権啓発教材の作成

- ・冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」（人権擁護委員等が講師となって企業等で実施する人権研修等の際に受講者に配布して使用し、また受講者が持ち帰って学習することを目的とした冊子）
- ・ビデオ「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」（人権擁護委員等が講師となって企業等で実施する人権研修や企業の人権啓発担当者が実施する研修会等で活用することにより人権尊重意識の普及高揚を図ることを目的としたDVD）

③ 人権啓発パネルの制作

- ・「考え方　みんなの人権」（全国の法務局・地方法務局及び人権教育啓発推進センター内の人権ライブラリーに配備し、展示や貸し出し等を行うことにより、効果的な人権啓発に資することを目的としたパネル）
- ④ 人権シンポジウムの開催
 - ・平成29年10月28日 東京都中央区
テーマ「震災と子どもの人権～いま、私たちにできる支援について考える～」
 - ・平成30年1月27日 広島市
テーマ「外国人と人権～違いを認め合う共生社会をめざして～」
- ⑤ ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」の開催（平成29年8月26日 沖縄県那覇市）（76頁参照）
- ⑥ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施（3回）（105頁参照）
- ⑦ 人権週間を中心に、年間を通じて人権啓発活動の意義を周知するため、全国規模での広報を実施
- ⑧ 「人権ライブラリー」（ホームページ<http://www.jinken-library.jp/>）の運営等
- ⑨ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催（2回）（99頁参照）
- ⑩ 性的指向及び性自認に関する理解促進を目的とした「LGBTに関する特設サイト」の制作

イ 地方公共団体が行う啓発活動（人権啓発活動地方委託事業）

（ア）人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業（以下「地方委託事業」という。）は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、全ての人権課題を対象とした幅広い啓発活動の実施を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、インターネットバナー広告、新聞広告、地域総合情報誌広告掲載等を実施している。

（イ）地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村、公益法人等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」（103頁参照）との連携の下に実施される地方委託事業を特に「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。平成29年度は、同事業として、住民に親しみやすく、かつ、参加しやすい要素を取り入れながら、人権の花運動^(注)、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（104頁参照）、地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等の地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

（注）人権の花運動は、児童が協力して花の種子、球根等を育てるこことによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している、主に小学生を対象とした啓発活動

である。

この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたり、写生会、鑑賞会を開催したことにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

平成29年度は、小学校3,287校のほか、583の中学校・幼稚園・保育所等において、478,113人を対象に広範囲に行われた。

人権の花運動実施状況	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加学校（団体）数	3,845	3,816	3,669	3,823	3,870
参加者数	526,129	483,788	470,540	481,863	478,113

(法務省人権擁護局の資料による)



人権の花運動

(4) 中小企業・小規模事業者の産業に関わりの深い業種等に対する啓発活動

経済産業省では、産業界向けに、平成29年度は、企業の社会的責任の観点から、企業活動における様々な人権問題等に関する講演会やシンポジウムを全国で開催し、経済界の役職員等の人権意識の涵養を図った（開催回数：84回、総参加人数：9,440人）。

また、併せて、企業の社会的責任や情報モラルに係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを経済団体や企業等に配布した。



パンフレット「平成28年度
『企業の社会的責任と人権』
セミナー概要」



平成29年度「企業の社会的責任と人権」セミナー

(5) 国際的な取組に関する啓発活動

平成29年11月1日から3日にかけて、我が国が国内外で取り組んでいる「女性が輝く社会」の実現を更に推進するため、国際女性会議WAW！（World Assembly for Women：WAW！2017）を東京都内において開催し、我が国及び21カ国・8国際機関から64名が登壇し、国内外から延べ約2,400人が傍聴した。

また、外務省では、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>）において、世界人権宣言、主要人権条約、人権関連文書、国連における人権保護・促進メカニズム等に関する情報を提供している。

第2節

2 人権課題に対する取組

1 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また、性犯罪、配偶者からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しており、平成27年12月には、現行の「第4次男女共同参画基本計画」を策定した。女性に対する暴力等への取組については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が施行されて以降、同法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策を推進している。また、平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）により、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等を義務付けられている。

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待に関して、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、次のとおりである。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
女性に対する暴行・虐待	2,408	2,043	1,884	1,776	1,386

（法務省人権擁護局の資料による）

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進

ア 内閣府では、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県、政令指定都市担当者（合計111人）を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施した。

そのほか、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ホームページ、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイト（Facebook）を活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

平成28年4月に全面施行された女性活躍推進法に基づき、国・都道府県・市区町村においては、行動計画の策定や女性活躍情報の公表などの取組を進めている。内閣府では、策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法「見える化」サイト」（平成28年9月開設）の充実等により女性活躍情報の「見える化」の徹底と活用の促進に努めている。さらに、同法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行った。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。平成29年度も例年と同じく、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するとともに、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

また、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があつた企業を表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を平成26年度から実施している。平成29年度の表彰は平成29年12月に実施した。

ウ 厚生労働省では、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の自主的かつ積極的な取組）の推進を図るため、「均等・両立推進企業表彰」を平成29年12月に実施するなど、あらゆる機会を捉えて広報・啓発活動を実施した（44頁参照）。

また、女性活躍推進法の実効性確保のため、企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援するとともに、同法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベース」を運用し、その活用を促した。当データベースについては、平成29年12月からスマートフォン対応を図った。

エ 経済産業省では、平成29年度に新たに創設した「100選プライム」をはじめ、「新・ダイバーシティ経営企業100選」や「なでしこ銘柄」により、多様な人材の能力を活かした企業の先進事例を発信することで、企業の取組を後押ししている（詳細は、「男女共同参画白書」に記載。）。

オ 平成29年11月1日から3日にかけて、我が国が国内外で取り組んでいる「女性が輝く社会」の実現を更に推進するため、国際女性会議WAW！（World Assembly for Women : WAW ! 2017）を東京都内において開催した。4回目の開催となる平成29年は、「WAW ! in Changing World」をテーマに掲げ、女性支援の具体的な取組・実績に焦点を当てつつ、変化する世界において女性が活躍していくための方策等について議論を行った。2日の分科会では、企業及び国際機関等がジェンダー分野で実施している取組、理系分野における女性の活躍、無償労働の分担、平和・安全保障における女性の参画、メディアにおける女性、自然災害下におけるジェンダー平等などのトピックについて、各界のトップリーダーから若者まで幅広い層からの参加を得た議論が行われた。最終日にはWAW ! の3日間の議論の成果として、参加者から出された行動志向の提言を「WAW ! 2017東京宣言」として取りまとめ、発表した。さらに、WAW ! をより大きなムーブメントとするために、平成28年に引き続き会議の前後（平成29年9月7日から平成30年1月31日）を「シャイン・ウイークス」と位置づけ、公式サイドイベントを国内外より募集した。期間中138のイベントが登録され、在外公館や民間企業、各種団体等が各地で様々なイベントを開催した（38頁参照）。

（2）法令・条約等の周知

ア 内閣府では、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、報告会、刊行物や内閣府男女共同参画局ホームページ（<http://www.gender.go.jp/>）等を通じ、男女共同参画に関する深い各種の条約や、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針等の広報に努めている。

平成29年度は、「男女共同参画推進連携会議企画委員会」の主催による情報・意見交換会として、第61回国連女性の地位委員会や、W20、G7男女共同参画担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム2017、女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解のフォローアップ等について「聞く会」を開催した。さらに、平成29年9月に開催されたAPEC女性と経済フォーラムや平成29年11月に開催されたG7男女共同参画担当大臣会合等の国際会議の概要について、内閣府男女共同参画局ホームページへの掲載等を行った。

イ 外務省では、女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>）に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

(3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、固定的な性別役割分担意識等の女性に対する偏見や差別意識を解消することを目指して、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、ドメスティック・バイオレンス防止をテーマとした人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ「ドメスティック・バイオレンス」や「デートDVって何?~対等な関係を築くために~」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、平成29年度においては、セクシュアル・ハラスメントを含めた職場における各種人権問題について解説した人権啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容をわかりやすく解説した啓発ビデオの貸出しやYouTube法務省チャンネルにおける配信を行っている。

さらに、セクシュアル・ハラスメントを題材とした腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「みこさんの本音」及びタレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「セクハラ・パワハラ」篇及び「ハラスメント・DV」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

(4) 男女平等を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導が充実されるよう、学習指導要領の一層の周知・徹底を行った。

また、学びを通じた女性の社会参画を促進するため、平成29年度から「男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援事業」において、大学等、地方公共団体及び男女共同参画センター等の関係機関が連携し、子育て等により離職した女性の学びと再就職・社会参画支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するため、実証事業を行った。また、取組の普及啓発を図るため、徳島と東京で研究協議会を開催した。

独立行政法人国立女性教育会館は、男女共同参画社会の形成を目指し、地方公共団体、男女共同参画センター、女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究、情報の収集・提供を行っている。

(5) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のための取組

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分發揮することができる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いがされるよう、周知徹底及び指導を行うとともに

に、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決を図られるよう援助を行っている。

また、実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指すための企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）が不可欠である。このため、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行うとともに、ポジティブ・アクションを推進している企業を公募し表彰する「均等・両立推進企業表彰」の実施等により、一層の促進を図った。

さらに、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは、女性労働者の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であるとともに継続就業を妨げるものであるため、法違反の事実が認められる企業に対しては、迅速かつ適正な指導を行った。

なお、事業主による妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いは、既に男女雇用機会均等法等で禁止されているが、近年、上司・同僚からの嫌がらせ等も問題となっている。そのため、上司・同僚からの言動により、妊娠・出産、育児休業・介護休業の取得等をした労働者の就業環境が害されることのないよう、男女雇用機会均等法及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）が改正され、事業主に対し、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講ずることが平成29年1月から義務づけられている。ハラスメント防止措置が適切に講じられるよう、都道府県労働局において説明会及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、改正法の周知を図った。

（6）農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は、農業就業人口の約半数を占め、農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが、地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため、女性の役割を適正に評価し、その能力が發揮されるよう、農林水産省としても意識啓発に努めており、関係団体による積極的な取組を促した。この結果、農業委員会において、平成29年度については、女性農業委員の割合が10.6%（前年8.1%）（農林水産省調べ）、農業協同組合において、女性役員の割合が7.7%（前年度7.5%）（JA全国農業協同組合中央会調べ）に上昇した。

今後、更なる女性の参画を促進するため、平成27年12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画では、農業委員及び農業協同組合の役員に占める女性の割合を、平成32年度までにそれぞれ30%及び15%とする目標を設定した。

また、平成27年8月に成立した「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第63号）による改正後の「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）及び「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）において、農業委員会の委員や農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなけれ

ばならないこととされた。

このほか、農業経営において女性の活躍を更に促進するため、地域の中心となる経営体や地域農業の在り方等を定める「人・農地プラン」の策定に当たり、市町村による検討会のメンバーに女性農業者がおおむね3割以上参画することを要件とした。

さらに、農山漁村女性の役割を正しく理解・評価し、女性の能力の一層の活用を促進するために制定した「農山漁村女性の日」

(毎年3月10日) にちなんで、3月上旬に地方公共団体、農林水産関係女性団体等による会議等が開催されるとともに、農業の未来をつくる女性活躍経営体100選（WAP100）表彰式、未来農業DAYs（農山漁村女性活躍表彰及び大地の力コンペ）及び農業女子PJフォーラム2017を行うなど、男女共同参画に関する気運の醸成に努めた。



平成29年度農業の未来を作る女性活躍経営体100選（WAP100）表彰式

(7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

ア 内閣府では、平成29年度は、女性に対する暴力をなくす運動において、啓発用ポスター及びリーフレットの作成や、運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー、東京スカイツリー等をパープルにライトアップするなど、広く国民に対して暴力根絶を呼びかけた。

また、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関になぐため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口に自動転送する「DV相談ナビ」（ナビダイヤル0570-0-55210（全国共通））を実施している。

さらに、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、相談員及び地方公共団体の職員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域において関係者が連携した事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援の充実を図るための都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携の促進等を行った。

加えて、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ

教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

また、地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全都道府県での早期設置及びその安定的運営を図るために、平成29年度に性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設した。

さらに、性犯罪被害者等が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するため、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした研修を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施し、好事例を紹介するなどした。

このほか、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29年3月に設置された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において緊急対策を取りまとめ、同対策に基づき同年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって、必要な対策を緊急かつ集中的に実施した。さらに、その実施状況を踏まえ、同年5月、前記対策会議において「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」を策定し、こうした問題の根絶に向けて取組を推進している。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	89,490	99,961	102,963	111,172	106,367

(内閣府の資料による)

イ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル0570-070-810(全国共通))を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

平成29年度は、女性に対する暴力をなくす運動期間中の平成29年11月13日から19日までの1週間を、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの電話相談に応じた。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
女性の人権ホットライン相談件数	21,119	21,033	21,123	19,306	19,656

(法務省人権擁護局の資料による)



ポスター
「女性の人権ホットライン強化週間」



ポスター
「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード（表面）



DV相談ナビカード（裏面）

ウ 「平成29年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（警察庁）によれば、平成29年中のストーカー事案の被害者は女性が約9割を占めている。

警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材（パンフレット・DVD等）を作成し、当該教材を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイトを作成し、ストーカー事案に関する情報を発信している。

また、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。

2 子ども

我が国が締約国となっている児童の権利条約では、締約国は、適當かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨（第42条）を規定している。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（確定値）の結果では、暴力行為の発生件数は5万9,444件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は32万3,143件であり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大変な課題となっている。

また、平成29年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、245人（対前年比8.2%減）であった。内訳としては、小学生63人（同43.2%増）、中学生132人（同24.1%減）、高校生50人（同2.0%増）となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、平成29年には、学校におけるいじめ事案が3,169件、教育職員による体罰に関する事案が263件、児童に対する暴行・虐待事案が486件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
学校におけるいじめ	4,034	3,763	3,883	3,371	3,169
教育職員による体罰	887	574	494	448	263
児童に対する暴行・虐待	911	802	699	586	486

（法務省人権擁護局の資料による）

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

（1）子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、子どもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等のほか、人権擁護委員が中心となって、人権教室（34頁参照）、人権の花運動（36頁参照）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（104頁参照）等、各種啓発活動を実施している。

また、児童虐待防止をテーマとした人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 児童虐待」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、内閣府では、青少年がインターネット上の有害情報に起因する犯罪被害やトラブルに巻き込まれることを防止するため、毎年、2月から5月にかけて関係省庁、地方自治体、青少年育成団体や事業者団体と連携し、スマートフォンやソーシャルメディアの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を開催している。

なお、平成29年は、神奈川県座間市での殺人・死体遺棄事件の発生を踏まえ、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動を一層強力に推進するため、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として12月から前倒し実施している。



リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」

(2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」(知・徳・体)のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。平成29年3月に公示した新学習指導要領においても、その趣旨は受け継がれており、「生きる力」の理念をより一層具体化して確実に育成することを求めている。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳の時間で、善悪の判断等の内容を扱うとともに、体験活動等を生かすなどの充実を図っている。

また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、健全育成のための体験活動推進事業や、学校教育における人権教育を推進するための人権教育研究推進事業、学校における人権教育の在り方等に関する調査研究等を実施した(28頁参照)。

社会教育においては、専門的職員である社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ 厚生労働省では、毎年5月5日から11日までの1週間を「児童福祉週間」と定め、「子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考える」ことを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

平成29年度は、児童福祉週間の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「できること たくさんあるよ きみのてに」を児童福祉週間の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。

(3) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中、平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の成立を受け、文部科学省では、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国といじめ防止基本方針」という。)を策定した。

また、文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するな

ど、いじめ防止対策推進法及び国といじめ防止基本方針の周知徹底を図ることに取り組んでいる。

このほか、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等推進事業」と名称変更）を実施している。

また、国といじめ防止基本方針に基づき、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」において、法の施行状況の検証を行い、平成28年11月に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」の提言を受けた。この提言を踏まえ、平成29年3月に国といじめ防止基本方針を改定した。なお、当該基本方針においては、学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことが必要であることを記載している。このほか、平成30年1月、子ども自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

イ 文部科学省では、暴力行為について、未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、き然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校、教育委員会等に要請した。

ウ また、文部科学省では、いじめ、暴力行為等、問題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置するとともに、福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校内の教育相談体制の整備を支援している。さらに、平成29年度は、「いじめ対策・不登校支援等推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行った。

エ さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子どものSOSを受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」を整備している。なお、平成28年度からは同ダイヤルが無料化され、電話番号が「0120-0-78310」に改められている。

オ 加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」

を取りまとめた。また、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

カ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、警察として必要な対応をとっていくこととしており、いじめ防止対策推進法の趣旨も踏まえつつ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

また、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

キ 法務省の人権擁護機関では、いじめ等の子どもの人権問題に対応するため、専用相談電話等により、いじめの被害者等からの相談を受け付けている。

また、いじめ等の子どもの人権問題に関する意識を啓発するため、インターネット広告を実施したほか、啓発冊子「『いじめ』させない 見逃さない」を作成し、全国の法務局・地方法務局に配布の上、各種啓発活動で活用している。

ク 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、「ひきこもり地域支援センター」を一次相談窓口として、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

(4) 体罰の問題に対する取組の推進

体罰は、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壤を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や、部活動指導に当たっての留意事項を示した通知を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、体罰の防止に関する取組について示してきた。

また、体罰根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており、平成29年12月には、国公私立学校における体罰の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は838人で、前年度の890人から、52人減少している。

(5) 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化や、家庭教育支援員の配置等による、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する活動を実施している。また、「先駆的家庭教育

支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）」を全国6地方公共団体に委託して実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築を図った。

平成29年度は新たに「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰を実施し、地域における家庭教育支援活動の一層の推進を図った。

(6) 児童虐待等子どもの健全育成上重大な問題に対する取組

ア 児童虐待への対応については、平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）などにより、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成28年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる12万2,575件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような課題に対処するため、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。平成28年5月に成立し、平成29年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下、「平成28年児童福祉法等改正法」という。）では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、平成29年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）では、虐待を受けている子ども等の保護を図るために、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができるこことする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。

イ また、市町村に設置される要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童やその保護者等に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、適切な連携の下で対応している。同協議会は、平成28年4月現在、99.2%の市町村で設置されている。

ウ いわゆる児童ポルノについては、平成26年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は、同年7月に施行され、

自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については、平成27年7月から適用が開始された。

エ 平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間に中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

平成29年度は、「いちはやく 知らせる勇気つなぐ声」を月間標語として決定し、児童虐待防止対策協議会の開催（11月22日）、広報用ポスター、リーフレット等の作成・配布、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮のため、平成28年4月に、音声ガイダンスの短縮や、平成30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

このほか、「社会保障審議会児童部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題の具体的な対応策について提言として取りまとめを行っており、平成29年8月には、「子どもの虐待による死亡時事例等検証結果等について（第13次報告）」を取りまとめた。

第13次報告においては、心中以外の虐待死（48例・52人）では、0歳児死亡が最も多く（約6割）、うち月齢0か月が約4割を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦検診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

オ 文部科学省では、都道府県等を通じて、学校教育関係者や社会教育関係者に対して、児童虐待の防止に向けた取組の推進に関する通知を発出するとともに、各種会議等を通じて早期発見努力義務及び通告義務等について周知の徹底を図っている。

また、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。



ポスター「児童虐待防止の推進」

力 警察では、児童虐待について、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底している。具体的には、児童の安全の直接確認、的確な事件化、児童の保護や児童相談所への通告を行うなどの関係機関との緊密な連携を図っている。

また、児童買春、児童ポルノの製造等の子どもの性被害に係る対策については、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組を推進している。

さらに、警察庁では、警察庁ホームページにおいて、「STOP！子供の性被害」と題して、児童ポルノ事犯の検挙・被害状況、被害防止対策、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、国民意識の向上を図っている。

(7) 条約の周知

外務省では、内閣府を始めとする関係府省庁と協力して、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書並びに児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書の実施に努めており、条文を外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>)に掲載し、その内容の周知に努めている。

また、平成29年6月に児童の権利に関する条約第4回・第5回政府報告を提出した。

文部科学省では、平成22年度から毎年開催する人権教育担当指導主事連絡協議会等において、同条約等の周知を図っている。

(8) 「人権を大切にする心を育てる」保育の推進

厚生労働省では、保育所等において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切にする心を育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

(9) 子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、①専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110(全国共通))を設置し、子どもが相談しやすい体制をとっている。取り分け、平成29年6月26日から7月2日までの1週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。また、②法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」(<http://www.jinken.go.jp/>)を開設している。さらに、③「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。

そして、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵

犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

なお、児童虐待については、国民全てに児童虐待についての通告義務が存在すること等の周知を含む啓発活動の充実に努めている。人権侵犯事件の関係では、子どもの人権SOSミニレター等で寄せられた虐待に関する相談に対して、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者の速やかな保護、被害者の家庭環境の改善、見守り体制の構築を図るなどして、虐待を受けた児童の人権救済を図っている。

また、児童買春、児童ポルノによる被害等の人権問題についても、人権相談に応じており、人権相談等で、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。



ポスター「子どもの人権110番強化週間」

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
子どもの人権110番相談件数	28,847	25,711	25,195	23,317	22,122
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
子どもの人権SOSミニレター 相談件数	19,774	21,578	19,107	16,845	16,005

(法務省人権擁護局の資料による)



子どもの人権SOSミニレター（小学生向け）

子どもの人権110番を端緒に人権侵犯事件として立件し救済措置を講じた具体例は、以下のとおりである。

事例（高等学校におけるいじめに対する不十分な対応）

高校生である被害者の同級生から、被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局は、学校に対して、本人との面談によるいじめに係る経緯等の確認と解消のための対応を働きかけたところ、生徒に対する見守り体制が構築されるに至った。その後、被害者の状況を確認したところ、いじめは解消し、学校で楽しく過ごしているとのことであった。（措置：援助）

3 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっている。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、高齢者的人権について国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、「高齢者的人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、高齢者虐待防止等をテーマとした人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 高齢者虐待」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「高齢者を大切にしよう」をYouTube法務省チャンネルで配信している。



ポスター「老人の日・老人週間」

(2) 高齢者福祉に関する普及・啓発

厚生労働省では、平成29年9月15日から21日までの1週間を「老人の日・老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体は、「みんなで築こう安心と活力ある健康長寿社会」を標語とする「平成29年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。

(3) 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

(4) 高齢者の学習機会の充実

平成30年に策定された「高齢社会対策大綱」においては、高齢者を含めた全ての人々が生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図ることとしており、社会教育施設等においては、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、平成29年に北海道釧路市（11月）、北海道富良野市（11月）、愛媛県新居浜市（12月）及び東京都文京区（12月）において、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議を行う「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

(5) 世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、平成29年10月に宮崎市、平成30年1月に東京都千代田区において、「高齢社会フォーラム」を開催するなどの事業を実施した。



高齢社会フォーラム

(6) ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進

内閣府では、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢

者の団体等を毎年広く紹介しており、平成29年度は、個人55人及び46団体を選考し、高齢社会フォーラム等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

(7) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人の募集・採用に当たっては、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、現在、「雇用対策法」(昭和41年法律第132号)により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネット等、全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、厚生労働省令が定める例外事由として、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

(8) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(ナビダイヤル0570-003-110(全国共通))を設置している。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。さらに、平成29年9月4日から10日までの1週間を「全国一斉『高齢者・障害者の人権あんしん相談』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、多くの高齢者等からの電話相談に応じた。人権相談等で、高齢者に対する虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。



ポスター「全国一斉『高齢者・障害者の人権あんしん相談』強化週間」

人権侵犯事件数(開始件数)	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者に対する暴行・虐待	454	488	440	437	363
高齢者福祉施設における人権侵犯	77	81	82	57	40

(法務省人権擁護局の資料による)

4 障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

我が国では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成25年9月に閣議決定した「障害者基本計画（第3次）」に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。また、平成30年3月には、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定された（詳細は、「障害者白書」に記載。）。

平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。

平成29年2月、東京大会を契機として全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。同行動計画では、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底すると定めている。同行動計画策定から約1年が経過した平成30年1月、第2回関係閣僚会議を開催し、施策の更なる進展を図り、共生社会の実現に向けた取組を加速化するため、新学習指導要領に基づく「心のバリアフリー」教育の推進、バリアフリー法や関連基準の見直し等、「心」と「街づくり」の両分野における積極的な取組を共有したところである。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害者基本法では、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では、障害者週間の実施に当たり、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、障害者週間の取組の一環として、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び



ポスター「障害者週間」

「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品に対する内閣総理大臣表彰の実施、及び障害者関係団体の主催による一般国民を対象とした障害又は障害者をテーマとするセミナーを開催するなど、障害者週間を契機とした国民意識の向上に向けて取り組んだところであります（詳細は、「障害者白書」に記載。）。

(2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」を全国の法務局・地方法務局、都道府県及び市区町村に配布したほか、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「暮らしやすい社会に」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、平成29年度においては、障害のある人の人権に関する啓発活動のコンセプトとなるキャッチコピーを広く一般から募集の上、コンテストを行い、最優秀作品を素材としたポスターを作成し、法務局・地方法務局を通じて全国の公共機関等へ配布・掲示したほか、障害のある人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した人権啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布するとともに、同内容をわかりやすく解説した啓発ビデオの貸出しやYouTube法務省チャンネルにおける配信を行っている。

加えて、2020年東京パラリンピック競技大会の開催に向けた取組の一つとして、経済3団体を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」と連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボールなど）などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が話をする人権教室を組み合わせた啓発活動を実施している。



啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」



ポスター「障害のある人の人権について考えよう！人権ポスター・キャッチコピーコンテストの最優秀作品を素材としたポスター」

このほか、平成22年度から、啓発冊子「人権の擁護」をはじめとする各種啓発資料に順次音声コードを導入し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/>）の開設を行っている。



ステッカー
「ほじょ犬」



ポスター
「わたしたちはパートナー」



パンフレット
「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」



パンフレット
「医療機関向け ほじょ犬 もっと知ってBOOK」

(3) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

文部科学省では、障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指し、特別支援教育の充実を図るとともに、障害のある人に対する理解を深める教育の充実に努めている。

「障害者の権利に関する条約」（平成26年条約第1号。以下「障害者権利条約」という。）を踏まえた特別支援教育推進のための取組として、医療的ケアのための看護師や、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）など特別支援教育専門家等の配

置を推進しつつ、医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し活用するための協議会設置など、特別支援教育の体制整備に要する経費の一部を補助する事業や、発達障害の可能性のある児童生徒等への支援体制の整備に関する事業、教員の専門性の向上に向けた事業等を実施している。あわせて、平成30年度からの高等学校における通級による指導の制度化に向けた省令等の改正や、小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について、平成29年度から基礎定数による措置を開始するなど、特別支援教育への対応のための教職員定数の改善や、障害のある幼児児童生徒に対して様々な支援を行う「特別支援教育支援員」の配置に係る地方財政措置、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習の推進等に取り組んでいる（詳細は、「文部科学白書」及び「障害者白書」に記載。）。

また、障害のある人が、そのすべてのライフステージにおいて豊かで充実した生活を送れるようにすることが重要であることから、文部科学省では、省をあげて障害者施策の企画立案を進めていくため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設することとした。

今後、障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けて、関係省庁等と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等の施策を横断的かつ総合的に推進していく。

(4) 障害のある人の雇用の促進等

障害のある人の雇用については、平成29年6月1日現在における民間企業の雇用障害者数が49万5,795人（前年比4.5%増）（重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとして計上し、短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして計上している。）と14年連続で過去最高を更新し、一層進展している。障害者雇用の取組としては、障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止や合理的配慮の義務に係る啓発・指導等の各種支援策を講じるとともに、毎年9月を「障害者雇用支援月間」として設定し、障害者雇用優良事業所等に対する厚生労働大臣表彰等の啓発活動等を実施し、広く国民に対し障害者雇用の機運の醸成を図っている。平成29年度から、企業内的一般労働者を対象に、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」の育成講座を全国で実施し、精神・発達障害についての正しい理解を促進している。

また、障害のある人の職業的自立の意義を喚起するとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、障害者雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」（アビリティンピック）を開催している。直近では、平成29年11月17日から19日に第37回大会が栃木県と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の共催により開催された。

(5) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では、こころの健康や病気、支援サービスに関する総合サイトである「みんなのメンタルヘルス」や若者を支えるメンタルヘルスサイトである「こころもメンテしよう」、地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解が広まるよう、情報発信を行っている。平成29年度は、10月16日から10月22日までの間、「第65回精神保健福祉普及運動」を実施し、各地方公共団体において普及啓発のための講演会等の開催、パンフレットの配布等により、全国的かつ集中的な広報活動を実施した。

(6) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において、人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(ナビダイヤル0570-003-110 (全国共通))を設置している。また、障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者や特別支援学校高等部卒業予定者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、障害者支援施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。さらに、平成29年9月4日から10日までの1週間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、多くの障害のある人等からの電話相談に応じた。人権相談等で、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障害者に対する差別待遇	217	263	265	286	272
障害者福祉施設における人権侵犯	60	93	77	63	49

(法務省人権擁護局の資料による)

(7) 障害者虐待防止の取組

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)では、地方公共団体は障害者虐待の通報・届出窓口として「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下で、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう「地域生活支援事業」における障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化

を図っている。

また、障害者虐待防止の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し、ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoku-shougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>)で公開している。

(8) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では、平成19年12月に、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け、一般社団法人日本自閉症協会との共催でシンポジウムを開催するなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても、世界自閉症啓発デーや4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」(関係団体等が提唱)において、様々な啓発活動が実施されている。

また、「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害者支援に関する調査・研究及びウェブサイト等を通じた支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み、発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成28年法律第64号)が平成28年5月25日に成立した。本改正により、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制を構築することなどが定められた。

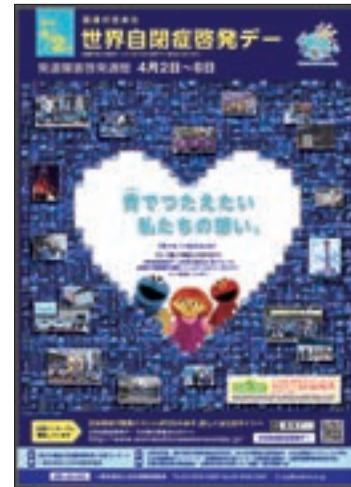
イ 発達障害の可能性のある児童生徒の多くは通常の学級に在籍しているため、早期に発見し、切れ目ない支援を行うことが大切であるとともに、全ての教職員が発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では、発達障害の可能性のある児童生徒を支援するため、平成28年度から、学校と福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法に関する調査研究事業、障害に応じた特別の指導（通級による指導）の担当教員に対する研修体制を構築し、必要な指導方法を研究する事業を新たに実施している。

また、平成29年3月には、教育委員会や学校、保護者等に向けた「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を策定し、公表した。



パンフレット「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」



ポスター「世界自閉症啓発デー」

(9) 障害者権利条約の締結及び周知

我が国は、平成26年1月20日に障害者権利条約を締結した。この条約の主な内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力等、幅広なものとなっている。締約国は、この条約が自国について発効後2年以内に、条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を障害者権利委員会に提出することとなっており、平成28年6月、我が国も、障害当事者から構成される「障害者政策委員会」での議論の内容も盛り込み、パブリックコメントを実施した上で、第1回政府報告を作成し、提出した。

また、この条約の実施のためには、障害のある人に関する社会全体の意識が向上することが重要であり、外務省としては、今後とも、関係府省庁とも連携し、条約の概要や意義等について、障害当事者を含む国民全体に対し、分かりやすく、利用しやすい様式で広報していく。

5 同和問題（部落差別）

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。また、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており、同和問題の解決を阻む要因になっている。

平成28年12月16日には部落差別解消推進法が施行された。同和問題（部落差別）については、同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していくこととなる。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 同和問題（部落差別）に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発

法務省の人権擁護機関では、同和問題（部落差別）に関する差別意識の解消のため、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、同和問題（部落差別）をテーマにした人権啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』（人権教育・啓発担当者向け・証言

集及びビデオ)／『同和問題 未来に向けて』(一般向け・ビデオ)」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、平成29年度においては、部落差別のない社会の実現に資するため、国民に対し、部落差別解消推進法の施行を周知することを目的とした「部落差別解消推進法リーフレット」を作成した。

さらに、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「出身地等の差別」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

(2) 学校教育・社会教育を通じた同和問題（部落差別）の解決に向けた取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、平成28年12月16日に施行された部落差別解消推進法の趣旨や部落差別を解消するための教育活動等について説明するとともに、法務省による行政説明を行うなど、同法に関する教育委員会等への通知発出を含め、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習や社会教育の専門的職員を対象とした研修において、人権教育に関するプログラムを実施しており、人権教育の着実な推進を図っている。

(3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ① 日本経済団体連合会、日本民間放送連盟等の経済・業種別団体446団体に対して、文書により、公正な採用選考の実施について傘下企業への指導を要請
- ② 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ③ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施
- ④ 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催
- ⑤ 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催



パンフレット
「公正な採用選考をめざして」



ポスター「ご存じですか？採用面接でのその質問、実は…不適切です。」

(4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村に起因する同和問題（部落差別）を始めとした広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

(5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

(6) えせ同和行為の排除に向けた取組

政府は、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務なきことを求めるえせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降10回にわたりアンケート調査を実施している（平成25年の調査結果の概要是、<http://www.jinken.or.jp/jinken-info/research2013>）。

また、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、平成30年4月現在で1,111の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、隨時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、平成29年度においては、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した人権啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・

地方法務局で配布しているほか、同内容をわかりやすく解説した啓発ビデオの貸出しやYouTube法務省チャンネルにおける配信を行っている。

イ 都道府県警察においても関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度					
えせ同和行為に関する相談件数	45	32	18	25	23					
要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
平成29年度	7	2	0	3	4	2	1	0	4	23
平成28年度	6	0	0	3	8	0	1	1	6	25
平成27年度	10	1	0	3	1	1	0	0	2	18
平成26年度	28	0	0	1	0	0	0	0	3	32
平成25年度	27	0	0	5	0	1	3	0	9	45

(法務省人権擁護局の資料による)

ウ 経済産業省では、産業界向けに「えせ同和行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為に関するリーフレットを配布した。

(7) 同和問題（部落差別）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、同和問題（部落差別）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け結婚差別、差別発言等を人権擁護上看過できない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
同和問題に関する人権侵犯	85	117	93	78	86

(法務省人権擁護局の資料による)

6 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理

解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上の重要な基盤が失われつつある。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等における偏見や差別が依然として存在している。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、内閣官房長官が座長となり、政府、有識者及びアイヌの人々から成る「アイヌ政策推進会議」を開催している（推進会議等の開催経過は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/index.html>）。

アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとなる「民族共生象徴空間」については、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針（平成26年6月13日閣議決定、平成29年6月27日一部変更）」に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立ち、平成32年4月に一般公開するため、その主要施設となる「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」及び「慰靈施設」の整備や開業準備を進めている。

(2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統及び文化に関する普及啓発

文化庁や国土交通省等では、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が行う事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承に資するアーカイブ作成のために、文化庁では、平成27・28年度に引き続き29年度も「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業〈アナログ音声資料のデジタル化〉」を実施している。あわせて、ユネスコが消滅の危機にあるとした、アイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資するために、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を平成27年度の沖縄県那覇市、平成28年度の鹿児島県与論町に続き、平成29年度は札幌市で開催した。

なお、平成28・29年度の「危機的な状況にある言語・方言サミット」は、「東京2020公認文化オリンピアード」として認証された。

(3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組

文化庁では、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づき、アイヌの有形及び無形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費について補助を行った。

(4) アイヌの人々に対する偏見・差別を解消し、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する偏見・差別をなくし、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう、「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。また、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。

(5) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

学校教育においては、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、中学校社会科では、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに明記した。また、小学校社会科では、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、その際「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れる」ようにすることを、小学校学習指導要領解説社会編において新たに明記した。

さらに、平成30年3月に高等学校学習指導要領の改訂を行い、必履修科目として新設した「歴史総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や、その際、「アイヌの文化についても触れること」を明記するなど、アイヌに関する学習について充実を図っている。

(6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮

北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等に関する教育・研究を行っている。

(7) 生活館における活動の推進

厚生労働省では、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。

(8) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	0	0

(法務省人権擁護局の資料による)

(9) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差がみられる。このため、農林水産省では、アイヌ住民居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理解の増進が図られている。

7 外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

我が国に入国する外国人は増加しており、平成29年には約2,743万人（再入国者を含む。）と過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

この点、法務省が、今後の外国人に係る人権擁護施策の基礎資料とすることを目的として、人権教育啓発推進センターに委託した外国人住民調査によると、住居を探すなど、社会生活上の様々な場面で、外国人であることを理由とした差別を受けたなどと感じる外国人が少くないことが判明した（調査結果の概要は、http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html）。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めていることから、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行された。

平成29年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は8万6,015人（文部科学省「学校基本調査」、毎年実施）である。平成28年5月現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は、3万4,333人（同「日本語指導が必要な児童

生徒の受入状況等に関する調査」、隔年実施)となっており、平成26年度調査より5,137人(約17.6%)増加している。我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れていて、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人の子どもが公立学校により就学しやすい体制整備を図るための取組を進めている。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるすることを目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

平成30年1月27日には、「外国人と人権」をテーマとしたシンポジウムを広島市において開催した(36頁参照)。

また、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、平成29年度においては、外国人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した人権啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容をわかりやすく解説した啓発ビデオの貸出しやYouTube法務省チャンネルにおける配信を行っている。

さらに、地方公務員を対象とする人権啓発指導者養成研修会において「外国人の人権」をテーマとする講義を設ける(105頁参照)などの取組を実施した。

このほか、人権啓発ワークショップ事例集「『ワークショップをやってみよう』～参加型の人権教室」の視聴覚教材(アニメ)及び事例集に多文化共生をテーマとするものを取り入れ、同視聴覚教材及び腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「こころも国際化しませんか?」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

イ 文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、平成28年6月3日に施行されたヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動等について説明するとともに、法務省による行政説明を行うなど、同法に関する教育委員会等への通知発出を含め、各種機会を通じて周知を図っている。

また、法務省と連携し、全国の高等学校に対して、法務省作成ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」の配布を行った。

ウ 厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、労働条件

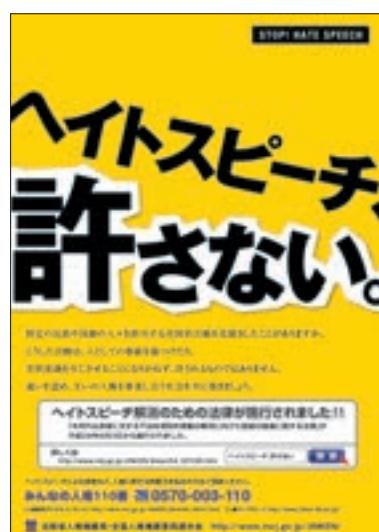
などのルールに則った外国人雇用等について事業主等を始め広く国民一般に対し、周知・啓発を行っている。平成29年においては「外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」を標語に、6月1日から同月30日までの間、集中的に啓発・指導等を行った。

エ 国土交通省では、平成29年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき、外国人の入居を拒まない賃貸住宅の登録・情報提供等の措置を講ずる新たな住宅セーフティネット制度を施行するとともに、同制度を踏まえ、平成21年に作成した「あんしん賃貸支援事業と外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」を見直した。

オ 外務省は、平成29年7月、人種差別撤廃条約第9条の規定に基づき、我が国が人種差別の撤廃のためにとった措置等について記載した第10回・第11回人種差別撤廃条約政府報告を人種差別撤廃委員会に提出した。

(2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、各種媒体により、こうしたヘイ



ポスター
「ヘイトスピーチ、許さない。」



啓発冊子
「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」



インターネット広告
「ヘイトスピーチ、許さない。」

トスピーチがあつてはならないということを理解しやすい形で表した、より効果的な啓発と共に、ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいる。

具体的には、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとしたポスター及び啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」を活用した啓発活動及びインターネット広告等を実施した。

イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することとしている。

(3) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進

国際社会においては、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実のために、以下の施策を進めている。

- ① 平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年度から平成38年度までの10年間で計画的に実施
- ② 独立行政法人教職員支援機構における日本語指導者等に対する研修の実施
- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則の一部改正（平成26年1月14日公布、同年4月1日施行））
- ⑤ 就学に課題を抱える外国人の子どもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する事業の実施
- ⑥ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発

(4) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国50の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語による人権相談に対応している。

また、外国語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル：0570-090911（全国共通）を設置し、上記と同様の6言語による人権相談に応じている。

さらに、法務省ホームページ上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html、中国語 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html）を開設しており、英語及び中国語による人権相談を受け付けている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
外国人に対する差別待遇	69	73	85	57	84

（法務省人権擁護局の資料による）

法務省入国管理局では、外国人技能実習制度に関し、技能実習生の人権を侵害する行為等の不正行為を行った実習実施機関等に対して、その旨を通知し、5年間の受入停止措置を講じており、不正行為を通知した事例については、法務省ホームページに公表し、不正行為を防止するための啓発に努めている。

また、技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成29年11月1日に施行された。技能実習法では、制度の適正な運用を確保する措置として、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為について禁止規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則を規定している。

8 HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きている。

また、ハンセン病に関しては、平成15年11月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになった。このような偏見や差別の解消を更に推し進めるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）が平成21年4月から施行されている。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) HIV感染者等

ア エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

(ア) 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるよう、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

(イ) 厚生労働省では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため、12月1日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして、平成29年11月30日に東京都港区において、「RED RIBBON LIVE 2017」を実施し、専門家や著名人によるトークライブイベントを行った。また、エイズに関する電話相談事業を実施する等、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発活動に努めている。

イ 学校教育におけるエイズ教育等の推進

文部科学省では、学校教育において、エイズ教育の推進を通じて、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくすとともに、教材作成や教職員の研修を推進した。

ウ HIV感染者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、HIV感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	3	1	5	2	2

(法務省人権擁護局の資料による)

(2) ハンセン病患者・元患者等

ア ハンセン病患者・元患者等に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

(ア) 厚生労働省では、ハンセン病に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。平成21年度から「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(平成13年法律第63号)の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、平成29年度においては6月22日に厚生労働省において同省の主催により、法務省等の関係機関の出席を得て、追悼、慰靈及び名誉回復の行事を実施した。

また、平成30年2月3日に東京都渋谷区において、法務省等と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第17回ハンセン病問題に関するシンポジウム」を実施した。

さらに、平成30年2月に、ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本「ハンセン病の向こう側」を作成し、全国の中学校、教育委員会等に配布した。

(イ) 法務省の人権擁護機関では、ハンセン病患者等に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるよう、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

その一環として、中学生等をパネリストとした、「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」を、平成29年8月26日に沖縄県那覇市において、厚生労働省等と連携して開催したほか、インターネット広告の掲載や、全国版の小・中学生新聞への啓発広告の掲載を実施した。

また、ハンセン病問題をテーマにした



ハンセン病問題に関するシンポジウム（リーフレット）



ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」
(那覇会場)



ハンセン病啓発広告
(読売KODOMO新聞)



ハンセン病啓発広告
(読売中高生新聞)

人権啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～』（人権教育・啓発担当者向け・証言集及びビデオ）／『家族で考えるハンセン病』（一般向け・ビデオ）」や、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「正しい知識が差別をなくす」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

イ ハンセン病患者・元患者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

ウ 国連における取組

我が国は、ハンセン病患者、回復者、その家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には、平成20年、平成21年、平成22年及び平成27年、国連人権理事会に、また、平成22年、国連総会に、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択された。これら決議のフォローアップとして、平成29年6月、我が国が、国連人権理事会にブラジル、エチオピア、フィジー、モロッコと共同提出したハンセン病差別撤廃決議が全会一致で採択された。今回の決議においては、共同提案国は50か国に達した。この決議は、全世界でハンセン病に関する差別問題に苦しむ人々の人権を守るために、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を3年間の任期で任命することを決定し、また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーの実施を奨励している。この決議を受けて、平成29年9月、人権理事会において、ポルトガル出身のアリス・クルス（Alice Cruz）氏がハンセン病差別撤廃に関する特別報告者に任命された。

▶ 9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要である。そこで、法務省では、刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取組を行っている。

また、平成29年12月15日、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）

に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定された。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 法務省では、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施している。具体的には、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別を除去し、これらの人々の円滑な社会復帰を促すため広報啓発イベント、作文コンテスト、ミニ集会、住民集会、講演会、弁論大会等の啓発活動を全国各地で行っている。

平成29年度は、平成29年7月1日に広報啓発イベント「立ち直りフェスティバル」を東京都・千代田区有楽町駅前広場において開催した。イベントでは同運動のフラッグアーティストとして、全国の更生保護ボランティアとの交流を深めている谷村新司氏によるトークショーや、保護司をテーマとする映画「君の笑顔に会いたくて」（主演：洞口依子氏）の出演者らによるトークショーを実施し、保護司を始めとする更生保護ボランティアの活動の魅力を伝えた。このほかにも、薬物依存からの回復を目指す当事者団体であるダルクによるエイサーライブや保護観察対象者が育てた野菜の販売等のユニークなコンテンツにより、多くの来場者に、更生に励む人たちの姿を直接知つてもらうことができた。

また、平成29年度の第67回の運動における作文コンテストでは、過去最高の33万3,796点の応募があり、作文を書くことを通じて、次代を担う全国の小・中学生に、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行のない地域社会づ



ダルクによるエイサーライブ
（「立ち直りフェスティバル」より）



映画「君の笑顔に会いたくて」トークショー
(主役の保護司を演じた女優の洞口依子氏(中央右),
非行少年を演じた俳優の土田卓弥氏(右)らが出演)(「立
ち直りフェスティバル」より)



第67回“社会を明るくする運動”作文コンテスト法務大臣賞表彰式の様子

くりや犯罪や非行等に関して考えてもらうきっかけとなった。

さらに、平成30年2月26日には、安倍総理から、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対し国民の皆様に協力を求める「第68回“社会を明るくする運動”の推進に当たってのメッセージ」が発せられた。

犯罪や非行のない、全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークである「幸福の黄色い羽根」の定着も図りながら、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。

(2) 法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
刑を終えた人に対する差別待遇	10	15	9	15	8

(法務省人権擁護局の資料による)

▶ 10 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穀が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)が成立した。同法に基づき、平成28年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」では、四つの基本方針^(注1)の下、五つの重点課題^(注2)ごとに261の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同計画に基づく施策が進められている。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(注1)「四つの基本方針」

①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われるここと、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること

(注2)「五つの重点課題」

①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 法務省では、犯罪被害者保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るため「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁及び各都道府県警察等において犯罪被害者等に配布しているほか、同パンフレットを法務省ホームページ及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施している。

さらに、法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

イ 警察庁では、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施している。平成29年度は、警察庁主催の犯罪被害者週間中央イベントを東京で開催するとともに、地方公共団体と共に徳島県及び佐賀県において地方大会を開催し、犯罪被害者遺族等による講演やパネルディスカッション等を行った。

また、平成29年度の都道府県、政令指定都市等における犯罪被害者週間関連行事について、全国の開催情報を集約した上で、警察庁ホームページ等を活用し、全国的に取組がなされていることを広報した。

また、警察における犯罪被害者支援の広報・啓発として、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成及び犯罪被害者支援広報用ホームページ (<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>) の開設を行うとともに、毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。都道府県警察では、中・高校生を対象に、犯罪被害者本人や遺族が直接語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を実施するとともに、受講した中・高校生の参加による、命の大切さや犯罪被害者支援をテーマとする作文コンクールを実施したほか、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど、広報・啓発を実施した。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら



パンフレット「犯罪被害者の方々へ」

ら、犯罪被害者支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

(2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

ア 檢察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者保護を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

イ 警察職員

警察では、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、犯罪被害者支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

ウ 保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようとする観点から、また、保護観察対象者に対して犯罪被害者等の状況や心情について十分理解させ、その贖罪意識の涵養を図る観点から、犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

エ 民間の犯罪被害者支援団体のボランティア等

警察では、民間の犯罪被害者支援団体の一員として犯罪被害者支援を行うボランティア等に対して、警察職員を講師として派遣するほか、被害者支援教育用DVDの活用等により、一層効果的な教育訓練を行うよう努めている。

(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	8	5	6	4	7

（法務省人権擁護局の資料による）

11 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉や

プライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、全国の中学校を中心に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施している。

さらに、SNSサイトやブログサイトに、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を掲載した。

加えて、啓発映像としては、人権啓発ワークショップ事例集「『ワークショップをやってみよう』～参加型の人権教室」の視聴覚教材（アニメ）、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「心ない書き込み」、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「ネットによる人権侵害」のほか、インターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」を作成し、YouTube法務省チャンネルで配信している。

このほか、「インターネットと人権」をテーマにした啓発教材「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権」を活用した各種啓発活動を行っている。

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。平成29年中には全国で同法違反により57件を検挙し、そのうち52件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ホームページ上に「リベンジポルノ等の被害を防止するために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、児童や保護者を対象にインターネット・スマートフォンの安心安全な



啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」

利用のための啓発を行う講座であるe-ネットキャラバンや、違法有害情報相談センターによる学校関係者向けのセミナーを通じて、安易な個人情報の投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)の適切な運用の支援に努めている。

平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置している。

また、電気通信事業者団体において、プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、実務上の行動指針となるガイドラインを策定しているところ、同ガイドラインのうち、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を受け、平成26年12月に、改訂の支援を行った。

さらに、同じく電気通信事業者団体により、インターネット上の違法・有害情報に対する適切な対応が行えるよう策定された「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」につき、平成29年3月にヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受けた改訂が行われた際、法務省と共同で支援を行った。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報（私事性的画像記録によるものを含む。）について相談を受けた場合、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について記載したプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを活用するなどして、当該情報の削除をプロバイダ等に求めており、また、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとするなどの内容の情報については、ガイドラインの対象ではないものの、適宜の方法で削除を求めるなど、適切な対応に努めている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
インターネットに関する人権侵犯	957	1,429	1,736	1,909	2,217

（法務省人権擁護局の資料による）

(3) インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されている、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む、情報モラルに関する教育を推進している。

▶ 12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。)において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定)においては、「各人権課題に関する取組」の中の「北朝鮮当局による拉致問題等」(平成23年4月1日一部変更)で、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の关心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。

さらに、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

平成29年度の取組は、以下のとおりである。

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。平成29年度は、政府主催イベントとして、平成29年12月16日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、文部科学省の後援による政府主催国際シンポジウム「圧力強化の先に見えるもの—制裁の効果と今後の展開」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮情勢に詳しい内外の有識者を招き、安保理決議等の制裁をはじめとする圧力強化の効果や今後の北朝鮮情勢の展開について議論を行った。また、当該政府主催イベントの中で、拉致問題対策本部が平成29年度の新規施策として行った中学生



国際シンポジウム「圧力強化の先に見えるもの—制裁の効果と今後の展開」



共同公開収録



作文コンクール表彰式



拉致問題を考える講演会とコンサートの集い



ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールの表彰式を行い、拉致問題担当大臣から受賞者への表彰状の授与及び最優秀賞受賞者による作文の朗読が行われたほか、ミニコンサート（拉致問題対策本部事務局・民間団体共催・北朝鮮向けラジオ放送共同公開収録）を行い、拉致被害者及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の御家族や支援団体等による合唱等が行われた。

当該シンポジウムの模様は、政府の北朝鮮向けラジオ放送により日本語で、米国放送管理委員会（BBG）との連携により韓国語で、北朝鮮に向けて生放送された。

このほか、平成29年12月10日に、全国人権擁護委員連合会、関東人権擁護委員連合会、群馬県人権擁護委員連合会、法務省等の共催で、拉致被害者の松木薰氏の弟である松木信宏氏、陸上自衛隊12音楽隊及び高崎市立東部小学校金管バンドを迎えて、「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」を群馬県高崎市で開催した。

さらに、同週間の周知を目的としたインターネットバナー広告及び交通広告の実施、全国の地方新聞52紙に啓発週間を周知する広告の掲載、ポスター及びチラシの掲出や関係府省庁、地方公共団体と連携したポスターの掲出等、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。

(2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、啓発用のポスターやパンフレットの各団体への配布、政府主催の拉致問題啓発のための舞台劇公演実施、内閣府庁舎1階の啓発コーナー「拉致問題を知るひろば」の運営、学校における映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」の上映会開催などを行った。

(3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は、地方公共団体及び民間団体との共催等による啓発行事として「拉致問題を考える国民の集い」を各都市(福岡市、茨城県水戸市、千葉市、鳥取県米子市、山口市、大阪市)において開催したほか、地方公共団体等と共に、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催した。また、地方公共団体と共に、法務省及び文部科学省の後援により、拉致問題啓発行事として、舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」を東京都板橋区、佐賀県伊万里市、広島市、秋田県横手市、福井県小浜市、宮城県多賀城市及び沖縄県宜野湾市において上演した。



チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演『めぐみへの誓い—奪還—』」

(4) 学校教育における取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、人権教育・啓発に関する基本計画が一部変更され、各人権課題に対する取組に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加された趣旨を説明するとともに、拉致問題対策本部事務局による行政説明を行うなど、各種の機会を通じて周知を図っている。

(5) 海外に向けた情報発信

平成29年5月、拉致問題対策本部は、ベルギー・ブリュッセルの欧州連合日本政府代

表部において、欧州議会議員や欧州連合に常駐している外交団等を招き、アニメ「めぐみ」上映会を実施するとともに、加藤拉致問題担当大臣が拉致問題担当大臣として初めてブリュッセルの欧州議会を訪問し、欧州議会議員との政策対話を実施した。政策対話において大臣は、拉致被害者御家族の代表とともに、拉致問題が国際社会として解決しなければならない喫緊の課題であることを直接訴えたほか、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向け、北朝鮮と対話の機会を有する欧州議会や国交を有する欧州各国による協力の必要性を強調した。

各国首脳・外相との会談、G7ハノブルク・サミット、日米韓首脳会談及び外相会合、ASEAN関連首脳会議、安保理閣僚会合、北朝鮮に関する関係国外相会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきた。平成29年11月にはトランプ米国大統領が訪日し、安倍総理・加藤拉致問題担当大臣立ち会いの上、拉致被害者御家族と面会し、拉致問題の解決に向けて協力していく旨述べた。

その他にも、外務省では、在外公館において、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。

(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

なお、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発活動については、前掲(1)のとおり。

(7) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0	1	0	2	0

(法務省人権擁護局の資料による)

(8) 国連における取組

平成29年3月の国連人権理事会に、我が国はEUと共同で、平成28年同様強い内容の北朝鮮人権状況決議を提出し、無投票採択された。同決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」（以下「COI」という。）報告書の内容を反映させた昨年の国連

総会決議を含むこれまでの関連決議の内容を反映するとともに、同月の人権理事会に提出された、国連北朝鮮人権状況特別報告者の報告書の勧告も踏まえたものになっている。具体的には、平成28年同様、北朝鮮の組織的、広範かつ深刻な人権侵害を非難し、安保理が北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（以下「ICC」という。）への付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じて、安保理が適切な行動をとることを促す国連総会決議を歓迎するとともに、国連安全保障理事会が北朝鮮の人権状況等を議論することを歓迎しつつ、国連安全保障理事会がこの議論に継続的かつ積極的に関与することへの期待を表明している。さらに、国連人権高等弁務官に対し、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に取り組む専門家グループの勧告を実施するため、ソウル事務所を含む、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力を強化することを求めている。

また、平成29年秋の国連総会には、我が国はEUと共に、平成28年同様強い内容の決議案を提出し、平成29年12月、無投票採択された。具体的には、同決議は、COI報告書の内容を反映させた昨年の国連総会決議を基に、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求している。また、北朝鮮内外における外国人に対する拷問、法的手続を経ない死刑、恣意的な拘留、拉致やその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調しているほか、北朝鮮が、人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難するとともに、人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調している。国連安全保障理事会に対し、北朝鮮の事態のICCへの付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じ、適切な行動をとることを促している。さらに、同年12月には、国連安全保障理事会において、平成28年に引き続き、人権状況を含む北朝鮮の状況が包括的に議論された。平成29年12月に、4年連続で開催された「北朝鮮の状況」に関する安保理会合では、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について、各国が強い懸念を示し、北朝鮮に対して状況改善を求める明確なメッセージを発信した。さらに、全会一致で採択された国連安保理決議第2371号、第2375号及び第2397号は、北朝鮮の人権問題に対する強い懸念を示した。

▶ 13 その他の人権課題

政府は、人権教育・啓発に関する基本計画に明示的に掲げられている人権課題に加え、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策を実施している。

その中には、広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として、被爆に関するいわれなき差別や風評被害など筆舌に尽くし難い人権問題が長年にわたり発生しているなど、唯一の戦争被爆国である我が国として、引き続きの施策強化を必要とする課題もある。

ここでは、その他の課題のうち、法務省の人権擁護機関が啓発活動の強調事項として掲げているものを取り上げ、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の限時法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、更に平成29年6月に10年間延長されたところである。

また、同法に基づき、平成25年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、ホームレスに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
ホームレスに対する人権侵犯	0	2	1	3	1

（法務省人権擁護局の資料による）

(2) 性的指向に関する人権

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。同性愛者、両性愛者の人々は、正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえある。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっているが、いまだ偏見や差別が起きている。

ア 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

その一環として、性的指向をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、平成29年度においては、性的指向及び性自認に関する人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した人権啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容をわかりやすく解説した啓発ビデオの貸出しやYouTube法務省チャンネルにおける配信を行っている。

また、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「人を好きになること」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

このほか、「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」を制作し、全国の法務局・地方法務局等で配布するとともに、法務省ホームページに「LGBTに関する特設サイト」を開設した。

さらに、地方公務員を対象とする人権啓発活動指導者養成研修会において「性的指向」をテーマとした講義を設ける（105頁参照）などの取組を実施した。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、性的指向に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
性的指向を理由とした人権侵犯	0	15	8	9	8

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け資料を公表し、全国の小中高等学校等に配布した。

ウ 厚生労働省では、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になりうるため、事業主向けのガイドブック「パワーハラスメント対策導入マニュアル」や、「職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です!!」等により周知を図っている。

さらに、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨記載し、HP上にも公表している。

(3) 性自認に関する人権

性自認とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念である。生物学的な性と性の自己意識（性自認）が一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている。

ア 法務省の人権擁護機関では、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調

事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

その一環として、性自認をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、平成29年度においては、性的指向及び性自認に関する人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した人権啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容をわかりやすく解説した啓発ビデオの貸出しやYouTube法務省チャンネルにおける配信を行っている。

また、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「性同一性障害」篇を作成し、YouTube法務省チャンネルで配信している。

このほか、「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」を制作し、全国の法務局・地方法務局等で配布するとともに、法務省ホームページに「LGBTに関する特設サイト」を開設した。

さらに、地方公務員を対象とする人権啓発活動指導者養成研修会において「性自認」をテーマとした講義を設ける（105頁参照）などの取組を実施した。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、嫌がらせ等、性自認に関する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
性同一性障害を理由とした人権侵犯	7	10	16	6	18

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け資料を公表し、全国の中高等学校等に配布した。

ウ 厚生労働省では、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になりうるため、事業主向けのガイドブック「パワー

ラスマント対策導入マニュアル」や、「職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスマント対策やセクシュアルハラスマント対策は事業主の義務です!!」等により周知を図っている。

さらに、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨記載し、HP上にも公表している。

(4) 人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

ア 政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」(平成16年12月),「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月)に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を隨時開催することとした。

平成29年5月、人身取引対策推進会議の第3回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めいくことを確認した。

また、平成29年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせて政府広報テレビ番組及びヤフーバナー広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。

イ 法務省入国管理局では、人身取引対策への取組を、「出入国管理」(出入国管理行政の現状についての報告書)、入国管理局のパンフレット及びホームページに掲載しており、ホームページにおいては8言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また、毎年6月に実施する「不法就労外国人対策キャンペーン」において、不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを作成し、法務省ホームページ等に掲載するとともに、関係機関等に配布するなどの広報活動等を実施して、不法就労対策を通じた人身取引防止のための啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等で、人身取引の疑いのある事実を認知した場

合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。



ポスター「人身取引対策」

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人身取引（トラフィッキング）に関する人権侵犯	0	0	1	0	0

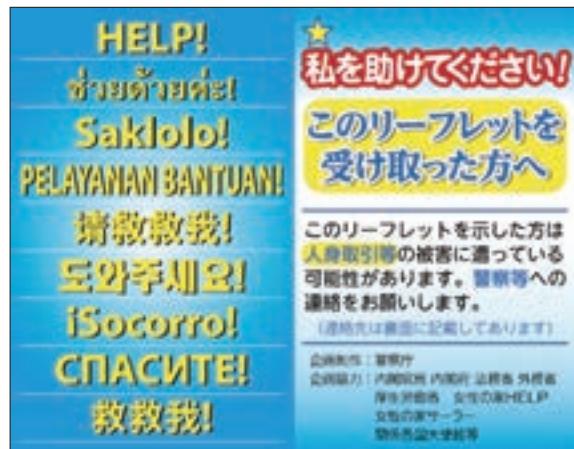
(法務省人権擁護局の資料による)

ウ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また、外務省ホームページ上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

さらに、平成16年以降、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ24か国・地域に派遣し、派遣先の政府関係機関、国際機関現地事務所及び現地NGOとの意見交換を通じて、人身取引の被害実態、訴追・保護への取組、課題等を双方で把握し、連携を強化している。

加えて、我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関(IOM)への拠出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業(就労・職業支援、医療費の提供等)を行っており、平成17年5月1日以降平成30年3月1日までに、計317人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

そのほか、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の9か国語対応リーフレット在京大使館及び各国



リーフレット「人身取引対策」

に所在する在外公館に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。

エ 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施した。

オ 警察庁では、「コンタクトポイント連絡会議」を開催し、関係国の在日大使館、国際機関、NGO等と人身取引被害者の発見、保護についての情報交換や意見交換を行うとともに、人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを9か国語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところで配布している。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」(<http://www.tokumei24.jp/>)を運用している。

カ 厚生労働省では、人身取引対策行動計画2014に基づき、婦人相談所において、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。

(5) 東日本大震災に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者15,895人、行方不明者2,539、負傷者6,156人の甚大な人的被害が生じたほか、全・半壊建物は402,699戸にも及ぶ(平成30年3月9日警察庁緊急災害警備本部広報資料による。)未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に平成30年3月30日時点で71,365人に及んでいる(復興庁調べ)。

ア 避難生活における啓発等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、人権教室の実施、シンポジウムの開催、人権啓発デジタルコンテンツの掲載等の啓発活動を実施している。

平成29年10月28日には、東京都中央区において、人権シンポジウム「震災と子どもの人権～いま、私たちにできる支援について考える～」を開催した(36頁参照)。シンポジウムの様子は、人権教育啓発推進センターの人権チャンネル(http://www.youtube.com/jinken_channel)で公開している。

また、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止



人権シンポジウム「震災と子どもの人権～いま、私たちにできる支援について考える～」(東京会場)

するため、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者的心のケアを含めた人権相談に応じている。また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害者の救済に適切に対処している。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
東日本大震災に起因する人権侵犯	7	8	12	5	5

(法務省人権擁護局の資料による)

- (イ) 内閣府では、平成23年度以降、岩手県、宮城県及び福島県において、女性の悩みや女性に対する暴力等に関する相談に対応するため「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施している。
- (ウ) 文部科学省では、被災した子どもの心のケア等への対応のため、学校などにスクールカウンセラー等を派遣している。平成29年度においては、被災地の要望を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県に537人のスクールカウンセラー等を派遣する計画としている。

イ 原発事故に伴う風評被害等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、人権教室の実施、シンポジウムの開催、人権啓発デジタルコンテンツの掲載等の啓発活動を実施している。

また、地方委託事業においては、東日本大震災に起因する諸問題に対応するため、引き続き地方公共団体に対し東日本大震災に伴う啓発活動への取組を委託している。

(イ) 文部科学省では、横浜市などで原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて、平成28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、①原発事故の避難者である児童生徒を含め、被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと、②被災児童生徒に対して、心のケアなど、日常的に格別の配慮を行うことなどの対応を求める通知を発出した。また、平成29年3月、「国のいじめ防止基本方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めていた。さらに、平成29年4月11日、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の職員、学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。

(ウ) 経済産業省では、原子力発電所の事故に伴い、風評被害対策や放射線等に関する知識普及のため、講演会や研修会等へ放射線等に関する専門家を派遣するなど、リスクコミュニケーションの観点を踏まえた情報発信を行った。

**第
3
節**

人権に関わりの深い特定の職業に 従事する者に対する研修等

▶ 1 研修

(1) 檢察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

平成29年度の研修としては、新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事を対象とした「検事一般研修」等において、犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義及び国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

(2) 矯正施設職員

初任研修課程及び任用研修課程等において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報の保護、犯罪被害者の人権、セクシュアル・ハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、平成29年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンガーマネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等32人、「コーチング」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等51人）。

さらに、参加した研修員を講師として所属する矯正施設においても自庁研修を実施した。

このほか、各矯正施設においては、事例研究、ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

(3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員を対象として、在職年数等に応じて実施している各種研修において、保護観察官に対しては、犯罪被害者及び保護観察等対象者等の人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては、犯罪被害者及び医療観察対象者等の人権等に関する講義を、それぞれ実施しており、平成29年度は延べ321人に対して、人権に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している全ての保護司を対象とした地域別定例研修や保護司として

の経験年数等に応じた各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。

(4) 入国管理関係職員

入国管理局関係職員を対象に、在職年数等に応じて実施している入国管理局関係職員研修において、基本的人権の尊重、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義科目を設置しており、平成29年度は、768人が参加した。

また、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資することを目的に、人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

さらに、人身取引及び配偶者からの暴力（DV）事案を取り扱う中堅職員を対象に、これら事案に対する知識、技術及び課題等を学ぶ、人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修については、平成29年度は、合計45人が受講した。

(5) 教師・社会教育関係職員

独立行政法人教職員支援機構及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。

また、社会教育主事講習において、人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。平成29年度は、全国13か所（計14講習）の国立大学等に社会教育主事講習を委嘱した。

(6) 医療関係者

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図った。

(7) 福祉関係職員

主任児童委員を対象に、全国主任児童委員研修会等を開催し、地域住民や関係機関との連携について考えるシンポジウム等を実施し、人権の尊重等についての理解を深めている。

また、児童福祉関係施設における子どもの人権を尊重した処遇を充実させるため、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において研修を行った。

虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実については、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「子どもの虹情

報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行うとともに、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これら職員の資質の向上を図っている。

(8) 海上保安官

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育及び職員に対する再研修において、人権に関する教育を行っている。平成29年度は、960人が受講した。

(9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修において、同和問題（部落差別）等を中心とする人権の講義を実施している。平成29年度は、1,246人が受講した。

(10) 消防職員

消防庁消防大学校では、消防職員に対し、人権教育を実施している。

平成29年度における人権教育については、幹部科（292人）及び上級幹部科（54人）において、人権に関する諸問題について講義を実施した。

(11) 警察職員

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに、基本的人権に配意した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行っている。

また、取調べの一層の適正化を図るため、「警察捜査における取調べ適正化指針」(http://www.npa.go.jp/keiji/keiki/torishirabe/tekiseika_shishin.pdf)に基づき、「被疑者取調べ監督制度」を適切に運用している。

(12) 自衛官

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において、自衛官になるべき者や自衛官に対して、有事における捕虜等の人権を保護するため、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に関する教育を実施している。このうち、防衛研究所や統合幕僚学校では、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に精通した部外講師による講演を実施している。平成29年度は、約2万8,700人が履修した。

また、ジュネーヴ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保

するため、統合国際人道業務訓練を実施しており、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」(平成16年法律第117号) 等に基づく業務要領について演練し、捕虜等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。平成29年度は、約100人が参加した。

(13) 公務員全般

ア 法務省では、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。平成29年度は、東京都港区において、次のとおり2回開催し、合計853人が参加した。

① 平成29年9月12日

「同和問題解決への課題と展望～部落差別解消推進法施行を機にあらためて考える～」の講演（講師・馬場周一郎氏、参加者440人）、啓発ビデオ「同和問題～未来に向けて～」（法務省作成）の上映

② 平成30年1月17日

「ユニバーサルデザインが拓く日本の未来～ダイバーシティはイノベーションの源泉～」の講演（講師・関根千佳氏、参加者413人）、啓発ビデオ「あいサポート運動 ステップアップDVD」（鳥取県作成）の上映

また、都道府県及び市区町村の人権啓行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（105頁参照）。平成29年度は、合計254人が受講した。

イ 人事院では、新規採用職員を対象とする「初任行政研修」等の全府省庁の職員を対象に実施している役職段階別研修等において、女性、高齢者、障害のある人等の人権課題をカリキュラムに取り入れて行った。また、若手・中堅職員を対象とする役職段階別研修等において、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに、その際、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。

ウ 外務省では、平成29年度は、他省庁からの出向者等を対象とした各種研修の中で、人権問題や人権外交等に関する講義を行い、165人が受講した。また、在外公館警備対策官として赴任する予定の他省庁等職員を対象とした研修の中で、ハーグ条約に関する講義を行っており、平成29年度は79人が受講した。

加えて、在外公館の領事担当官及び在外公館で領事を担当する予定の赴任予定者に対し、領事初任者研修の中でハーグ条約に関する講義及び人身取引問題に関する講義



人権に関する国家公務員等研修会

を、領事中堅研修の中でハーゲ条約に関する講義を行った。平成29年度は、70人が受講した。

エ 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っているが、平成29年度の人権教育については、2課程の課目の中で実施した。平成29年度は、107人が受講した。

▶ 2 国の他の機関との協力

裁判官の研修を実施している司法研修所では、裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義を設定している。平成29年度は、376人が受講した。

なお、上記研修を実施するに当たり、法務省等から講師を派遣するなどの協力を行った事例もある。

第

4

節

総合的かつ効果的な推進体制等



1 実施主体の強化及び周知度の向上

(1) 実施主体の強化

人権啓発を効果的に推進するためには、人権啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって強化していく必要があるが、特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、全国に約1万4,000人配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠である。

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るために人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備していく必要がある。

(2) 周知度の向上

法務省では、法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」及び人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明したリーフレット「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」及び冊子「あなたも人権擁護委員～あなたの街の相談パートナー～になりませんか？」を作成し、人権週間、人権擁護委員の日を中心とする講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。

また、特に小学校中学年以上の児童生徒を対象に、漫画を用いて日常生活における人権に関する問題及び人権を尊重することの重要性について分かりやすく説明することを目的として、啓発冊子「マンガで考える『人権』 みんなともだち」を作成し、人権尊重思想の周知・広報に活用した。

さらに、法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図ったほか自らの差別意識について「気づき」の機会を提供し、無意識による人権侵害を減少させ、共生社会を実現することを目的とした人権意識自己診断「じんけん自己診断～こんなときどうする？」を作成し、リーフレットの配布や法務省ホームページに特設サイトを作成するなど人権尊重思想の周知・広報に活用した。



啓発冊子
「平成29年度版 人権の擁護」



啓発冊子
「マンガで考える『人権』
みんなともだち」



冊子
「あなたも人権擁護委員～あなたの街の
相談パートナー～ なりませんか？」



周知用リーフレット
「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」



リーフレット
「法務局による相談・救済制度のご案内」





リーフレット
「じんけん自己診断～こんなときどうする？」
(一般用)



リーフレット
「じんけん自己診断～こんなときどうする？」
(小学生用)

▶ 2 実施主体間の連携

(1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会

平成12年9月25日、関係省庁事務次官等申合せにより、各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し、連絡するための場として、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を設置した。

平成29年度は、幹事を2回開催し、啓発活動の実施事業、効果検証の方法等についての情報交換を行うとともに、人権教育・啓発推進法に基づく年次報告についての協議を行った。

(2) 人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省では、平成12年9月までに「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を都道府県単位（北海道については、法務局及び地方法務局の管轄区域単位）に設置し、さらに、平成20年3月までに市町村、人権擁護委員協議会等を構成員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を全国193か所に設置した。このネットワーク協議会を利用して、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携・協力することにより、各種の人権啓発活動の効率的かつ効果的な実施に努めている。

(3) 文部科学省と法務省の連携

法務省の主催する全国中学生人権作文コンテスト（32頁参照）の優秀作品の作品集について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して、教育委員会等を通じ、学校における活用を依頼した。また、子どもの人権SOSミニレター等、法務省における相談事業について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して学校現場への周知を行った。

(4) 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議

児童虐待防止対策については、平成28年4月より、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」を設置、開催するなど、関係府省庁（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省及び厚生労働省）が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進している。

(5) スポーツ組織との連携・協力

法務省の人権擁護機関では、いじめの防止等の人権尊重思想を若年層に普及させるため、フェアプレーの精神等をモットーとし、青少年層や地域社会において世代を超えた大きな影響力を有するJリーグ加盟クラブ、プロ野球球団等のスポーツ組織と連携・協力を行っており、スタジアムにおける各種啓発活動、人権スポーツ教室や1日人権擁護委員イベントへの選手派遣等、ファン・サポーターへの人権啓発において連携を図っている。



上川法務大臣メッセージ

1日人権擁護委員イベントでの啓発活動
スポーツ組織と連携した人権啓発活動

(6) 民間企業と連携・協力した啓発活動

「人権」に対しては、「敷居が高い」、「難しい」といったイメージが強いところ、法務省の人権擁護機関では、国民に、人権啓発活動への目を向けてもらうための更なる取組として、「笑い」の力によるエンタテイメントを通じて社会貢献活動に取り組んでいる民間企業と連携した人権啓発活動を実施している。

また、青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、携帯電話会社等の実施する安全教室と連携した人権教室を実施している。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組の一つとして、経済3団体を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」と連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボールなど）などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が話をする人権教室を組み合わせた啓発活動を実施している。

加えて、平成28年度から「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、「人権ユニバーサル事業」を新設し、地方公共団体への委託により民間企業や学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動を実施している。

3 担当者の育成

(1) 人権啓発指導者養成研修会

法務省では、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。

平成29年度は、平成29年9月5日から7日までの3日間（大阪会場：参加者93人）、同年10月25日から27日までの3日間（東京会場：108人）、同年11月7日から9日までの3日間（広島会場：53人）の3回開催した。

(2) 人権擁護事務担当職員、人権擁護委員に対する研修

法務省では、初等科、中等科等の一般研修はもとより、人権擁護事務に従事する際の人権擁護事務担当職員実務研修、調査救済事務担当者研修を始め、法務局・地方法務局の人権擁護課長、支局長等を対象に専門科研修等を実施し、人権擁護行政に携わる職員の養成をしている。

人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始め、初委嘱後6か月以内の委員を対象とした第一次研修、初委嘱後2年以内の委員を対象とした第二次研修、初めて再委嘱されて1年以内の委員を対象とした第三次研修を通じて、人権擁護委員として職務遂行に必要な知識及び技能の習得を図っている。また、同和問題講習会、男女共同参画問題研修も実施している。

さらに、人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施している。

このほかにも、人権擁護委員が組織する都道府県人権擁護委員連合会や人権擁護委員

協議会等が中心となり、自主的に各種研修会を企画し実施している。

(3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修

厚生労働省では、「公正採用選考人権啓発推進員」に対し、研修会を開催し、また、従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対し、「事業所における公正な採用選考システムの確立」について研修会を開催した。

▶ 4 人権教育啓発推進センターの充実

人権教育啓発推進センター(35頁参照)は、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすため、法務省、地方公共団体等からの委託事業のほか、情報誌「アイユ」の刊行、ホームページによる情報提供、各種人権啓発パンフレットの作成、地方公共団体・企業等を対象とした研修の受託業務等のセンター独自の事業を行っている。同センター主催の研修として、平成29年度は、人権講座を11回開催したほか、各種セミナーを開催した。

その内容は、次のとおりである。

(1) 人権講座

- ① 「国立ハンセン病資料館見学と人権の森、桜並木を巡る」(語り部(ビデオ上映))：
佐川 修(国立ハンセン病資料館運営委員、多磨全生園入所者自治会会长)
- ② 「吃音児・者と母親の人権を守る医師」(講師：菊池 良和(九州大学病院耳鼻咽喉科所属))
- ③ 「『きれい』は「生きる力」になる。～最後まで自分らしく生きるメイクセラピー～」
(講師：大平 智祉緒(NOTICE主宰))
- ④ 「渋谷区が推進するLGBTダイバーシティ&インクルージョン～民間視点の啓発推進～」(講師：永田 龍太郎(渋谷区総務部男女平等ダイバーシティ担当課長))
- ⑤ 「ネット社会の人権～ネットの向こうには人がいる～」(講師：竹内 義博(一般社団法人ソーシャルメディア研究会チーフ技術指導員))
- ⑥ 「子どもの人権擁護としての里親制度」(講師：宮島 清(日本社会事業大学専門職大学院准教授))
- ⑦ 「多文化対応で住まい探しのお手伝い 不動産会社が担う、まちのグローバル化」
(講師：荻野 政男(公益財団法人日本賃貸住宅管理協会理事・国際交流研究部会会長、株式会社イチイ代表取締役))
- ⑧ 「部落差別解消推進法と同和問題」(講師：石元 清英(関西大学社会学部教授))
- ⑨ 「アイヌとしての思いを語る」(講師：浦河 治造(東京アイヌ協会名誉会長))
- ⑩ 「持続可能な開発目標(SDGs)と人権」(講師：黒田 かおり(一般財団法人CSO

ネットワーク事務局長・理事、NPO法人オックスファム・ジャパン代表理事))

- (11) 「放射能問題を人権的視点から考える～東日本大震災と東京電力福島第一原発事故～」
(講師：上田 昌文 (NPO法人市民科学研究所代表理事))

(2) セミナー

人権教育総合マニュアル「コンパシート」を用いた各種セミナーを開催（講師：福田弘（人権教育啓発推進センター上級特別研究員・筑波大学名誉教授））

また、同センターでは、地方公共団体、各種研究団体等で制作した書籍・図画・ビデオ等を収集・購入し、同センター内に設置した人権ライブラリーにおいて、これら書籍・図画・ビデオ等を広く一般の人々に貸し出すなどの提供を行っている。

さらに、国及び地方公共団体等から提供された人権教育・啓発に関する各種情報・資料等を収集・整理し、これをデータ化して蓄積し、それを利用者が検索するという形で情報提供を行っている。これらのデータは、誰でも自由に利用することができ、人権ライブラリーのホームページ (<http://www.jinken-library.jp/>) を通じて必要な情報が取り出せるようになっている。

平成29年度に収集・登録されたものは、出版物等1,233件、講演会1,800件、テレビ・ラジオ放送78件、意識・実態調査46件、その他の各種事業1,352件であった。

5 マスメディアの活用等

(1) テレビ、ラジオ等の活用

ア 女性の人権に関する啓発広報

若い女性を対象とした、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等について、BSテレビ番組「霞が関からお知らせします2017」で放送（平成29年7月9日・政府広報）

イ 高齢者・障害のある人の人権に関する啓発広報

(ア) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間に關して、BSテレビ番組「霞が関からお知らせします2017」で放送（平成29年9月3日・政府広報）したほか、政府広報ラジオ番組「秋元才加のWeekly Japan !!」内（60秒お知らせ）で放送（同月9日又は10日・政府広報）

(イ) 障害者雇用について、BSテレビ番組「霞が関からお知らせします2017」で放送（平成29年12月17日・政府広報）

ウ HIV感染者等の人権に関する啓発広報

「ストップエイズ」、早期検査の促進について、政府広報ラジオ番組「秋元才加のWeekly Japan !!」で放送（平成29年11月25日又は26日・政府広報）したほか、HIV感染者等の人権などについて、TBSラジオで啓発番組を放送（同年12月～平成30年3

月・厚生労働省)

工 性的指向及び性自認の理解促進に関する広報

性的指向及び性自認の理解促進に関して、政府広報ラジオ番組「秋元才加のWeekly Japan !!」内（60秒お知らせ）で放送（平成29年8月19日又は20日・政府広報）

オ 人身取引の防止に関する広報

人身取引の防止に関して、BSテレビ番組「霞が関からお知らせします2017」で放送（平成29年6月11日・政府広報）

カ 人権擁護委員の日にに関する広報

「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設に関して、政府広報ラジオ番組「秋元才加のWeekly Japan !!」で放送（平成29年5月27日又は28日・政府広報）

（2）新聞、雑誌等の活用

ア 女性の人権に関する啓発広報

女性に対する暴力をなくす運動に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成29年11月6日～12日・政府広報）

イ 子どもの人権に関する啓発広報

(ア) いじめ等の子どもの人権問題対策に関する周知を目的として突出し広告を全国の新聞（全国紙（日本経済新聞を除く）・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成29年4月11日～15日・政府広報）したほか、啓発広報を音声広報CD「明日への声」に収録（平成30年3月・政府広報）

(イ) 児童虐待防止対策の推進に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成29年11月27日～12月3日・政府広報）

ウ 高齢者・障害のある人の人権に関する啓発広報

(ア) 発達障害の理解促進・啓発に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙（日本経済新聞を除く）・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成29年4月3日～8日・政府広報）

(イ) 「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」募集に関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」に収録（平成29年7月・政府広報）

(ウ) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間にに関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」に収録・掲載（平成29年8月・政府広報）

(エ) 障害者雇用に関する突出し広告を日本経済新聞に掲載（平成29年9月17日・政府広報）したほか、啓発広報を音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」に収録・掲載（同年9月・政府広報）

(オ) 障害者週間にに関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」に収録・掲載（平成29年11月・政府広報）

エ ユニバーサル社会の実現に関する広報

ユニバーサル社会の実現（外国人・障害者への理解）に関する啓発広報を音声広報

CD「明日への声」に収録（平成29年9月・政府広報）

オ ハンセン病元患者等の人権に関する啓発広報

「毎日小学生新聞」（平成29年9月29日）及び「朝日小学生新聞」（同日）、「読売中高生新聞」（同日）、「NEWSがわかる」（同年10月15日）、「読売KODOMO新聞」（同年10月19日）にハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」（那覇会場）の記事等を掲載（75頁参照）（法務省）

カ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する啓発広報

北朝鮮人権侵害問題啓発週間にに関する啓発広告を地方紙（52紙）に掲載（平成29年11月1日～12月14日・法務省）

キ 東日本大震災に関する啓発広報

人権シンポジウム「震災と子どもの人権～いま、私たちにできる支援について考える～」の特集記事を朝日新聞に掲載（平成30年1月20日・法務省）

ク 人権週間にに関する啓発広報

日本サッカー協会副会長の岡田武史氏、パラリンピアンの谷真海氏と法務省人権擁護局長の鼎談記事及び同週間にに関する啓発広告を朝日新聞に掲載（平成29年12月2日・法務省）

ケ 全国中学生人権作文コンテストに関する啓発広報

全国中学生人権作文コンテストに関する記事及び啓発広告を地方紙（52紙）に掲載（平成29年11月1日～12月14日・法務省）



北朝鮮人権侵害問題啓発週間及び全国中学生人権作文コンテストに関する啓発広告



神戸新聞 平成29年12月4日付け掲載 全国中学生人権作文コンテストに関する新聞記事



人権シンポジウムに関する新聞記事・啓発広告（朝日新聞）

人権週間にに関する鼎談記事・啓発広告（朝日新聞）

6 インターネットの活用

(1) インターネット広告等の実施

ア 女性の人権に関する啓発広報

- (ア) 若い女性を対象とした、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等について、インターネットテキスト広告、ヤフーバナー広告を実施（平成29年4月24日～30日・政府広報）したほか、SNS広報を実施（同年4月20日～5月19日・政府広報）
- (イ) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を目的として、政府広報オ

ンライン「月間・週間」に記事を掲載したほか、インターネットテキスト広告を実施（平成29年11月6日～12日・政府広報）

(ウ) 女性に対する暴力をなくす運動の周知を目的として、政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報（月間・週間）」に記事を掲載し、インターネットテキスト広告を実施（平成29年11月13日～19日・政府広報）したほか、政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報」の記事を更新（平成29年11月28日・政府広報）

イ 子どもの人権に関する啓発広報

(ア) いじめ等の子どもの人権問題対策に関する周知を目的として、インターネットテキスト広告を実施（平成29年4月10日～16日・政府広報）し、インターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（同年8月24日～9月23日、平成30年1月4日～31日・法務省）したほか、ヤフーバナー広告を実施（平成29年8月28日～9月3日・政府広報）

(イ) 児童虐待防止に関する周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に掲載し、インターネットテキスト広告を実施（平成29年4月17日～23日、同年5月8日～14日・政府広報）したほか、ヤフーバナー広告を実施（同年11月13日～19日・政府広報）

(ウ) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の周知を目的として、ヤフーバナー広告を実施（平成29年6月5日～6月11日・政府広報）

(エ) 児童ポルノの根絶を目的として、インターネットテキスト広告を実施（平成29年8月14日～20日、平成30年1月8日～15日、同年1月22日～28日、同年1月29日～2月9日・政府広報）したほか、政府インターネットテレビに動画を掲載（平成29年12月28日・政府広報）

ウ 高齢者・障害のある人の人権に関する啓発広報

(ア) 発達障害の理解促進・啓発に関して、政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報」の記事を更新（平成29年4月5日・政府広報）

(イ) 身体障害者補助犬の普及啓発を目的として、ヤフーバナー広告を実施（平成29年5月22日～28日・政府広報）

(ウ) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に掲載したほか、ヤフーバナー広告を実施（平成29年9月4日～10日・政府広報）

(エ) 障害者雇用の促進を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に掲載し、ヤフーバナー広告を実施（平成29年9月11日～17日・政府広報）したほか、政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報」の記事を更新（同年11月27日・政府広報）

(オ) 発達障害福祉月間の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に掲載（政府広報）したほか、ヤフーバナー広告を実施（平成29年12月4日～9日・政府広報）

(カ) 障害者週間に関する啓発を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に掲載（政府広報）

工 同和問題（部落差別）に関する啓発広報

同和問題（部落差別）に関して、ヤフーバナー広告を実施（平成30年1月22日～28日・政府広報）

オ アイヌの人々に関する啓発広報

アイヌの人々に対する国民の理解の促進を目的として、インターネットテキスト広告を実施（平成29年4月17日～23日・政府広報）及びインターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（同年12月11日～20日・法務省）

カ 外国人の人権に関する啓発広報

ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に関するインターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（平成29年6月1日～7日・法務省）したほか、インターネットテキスト広告を実施（同年6月12日～18日・政府広報）

キ HIV感染者等の人権に関する啓発広報

「ストップエイズ」、早期検査の促進を目的として、政府インターネットテレビに動画を掲載（平成29年11月・政府広報）するとともに、ヤフーバナー広告を実施（同年11月20日～26日・政府広報）し、政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報」の記事を更新（同年12月1日・政府広報）したほか、インターネットテキスト広告を実施（同年12月4日～17日・政府広報）

ク ハンセン病に関する啓発広報

ハンセン病に関する正しい知識と理解を促すとともに、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」を周知するインターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（平成29年8月1日～8月25日・法務省）

ケ 社会を明るくする運動に関する啓発広報

「社会を明るくする運動」の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に掲載（政府広報）

コ 犯罪被害者週間に関する啓発広報

犯罪被害者等施策の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し、政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報」の記事を更新（平成29年11月13日・政府広報）し、インターネットテキスト広告を実施（同年11月20日～26日・政府広報）、政府インターネットテレビに動画を掲載（平成29年12月28日・政府広報）したほか、インターネットテキスト広告を実施（平成30年1月15日～28日、同年3月5日～11日・政府広報）

サ インターネットを悪用した人権侵害に関する啓発広報

インターネット上における人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネット広告をYahoo! JAPAN及び

Googleで実施(平成29年11月1日～12月31日, 平成30年2月12日～3月13日・法務省)したほか, インターネットテキスト広告を実施(平成29年12月4日～10日・政府広報)

シ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間にに関する啓発広報

北朝鮮人権侵害問題啓発週間の周知を目的として, 政府広報オンライン「月間・週間」に掲載し, ヤフーバナー広告を実施(平成29年6月12日～18日, 同年12月4日～10日・政府広報)したほか, インターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施(同年12月1日～10日・法務省)

ス 性的指向及び性自認に関する啓発広報

性的指向及び性自認の理解促進に関して, ヤフーバナー広告を実施(平成29年4月10日～16日・政府広報)したほか, モバイル等端末サイト等による広報を実施(同年10月16日～22日・政府広報)

セ 人身取引の防止に関する啓発広報

人身取引の防止の周知を目的として, ヤフーバナー広告を実施(平成29年6月5日～11日・政府広報)

ソ 人権週間にに関する啓発広報

人権週間の周知を目的として, 政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し, ヤフーバナー広告を実施(平成29年11月27日～12月3日・政府広報)したほか, インターネットテキスト広告を実施(同年12月4日～10日・政府広報)

タ 人権擁護委員の日に関する広報

「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設の周知を目的として, ヤフーバナー広告を実施(平成29年5月22日～28日・政府広報)

(2) ホームページ等の活用

ア 法務省では, 法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>), 人権擁護局ツイッター(https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN)及び人権擁護局Facebookページ(<https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ>)等を通じて, 各種人権関係情報を掲載するとともに, 広く国民に対して, 多種多様な人権関係情報を提供している。

また, 人権教育・啓発に関する情報に対して,多くの人々が容易に接し, 活用することができるよう, 人権啓発活動ネットワーク協議会(103頁参照)のホームページ(<http://www.moj.go.jp/jinkennet/>)を開設している。

人権教育・啓発に関する基本計画については, 法務省(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>)及び文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016.htm)に全文を掲載し, 内容の周知を図っている。

このほか, 腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像全11編(人権一般, 人権週

間、東日本大震災、高齢者、障害のある人、女性、子ども、インターネット、外国人、ハンセン病、性的指向）及びタレントの麻尋えりか氏を起用したスポット映像全6編（出身地等の差別、性同一性障害、セクハラ・パワハラ、子どもの人権110番、ネットによる人権侵害、ハラスメント・DV）をYouTube法務省チャンネルで配信している。

イ 厚生労働省では、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）等において、高齢者、障害のある人、HIV感染者、ハンセン病元患者等に関する施策についての情報及び資料を掲載して、それぞれの施策の普及を図り、国民的理解を深めるよう努めている。

(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp/>）

(イ) エイズ予防情報ネットのホームページ（<http://api-net.jfap.or.jp/>）

(ウ) ハンセン病に関する情報ページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html）

(エ) 世界エイズデーに向けたキャンペーンイベント（平成29年11月30日）の模様をインターネットを通じて配信（<http://redribbonlive.net/>）

ウ 外務省では、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>）において、世界人権宣言、主要人権条約、人権関連文書等に関する情報を提供している。

エ 内閣官房では、北朝鮮による拉致問題ホームページ（<http://www.rachi.go.jp/>）において、広く国民に対して、拉致問題の解決に向けた政府の取組に関する情報を提供している。

▶ 7 交通機関の活用

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間にに関する啓発広報

全国の法務局等の本局所在地の主要駅を路線とするJR及び大都市圏の私鉄・地下鉄等の車内に啓発週間を周知する中吊り広告を掲出（平成29年12月1日～16日）

(2) 地方公共団体へ委託して行う啓発活動（地域人権啓発活動活性化事業）

電車やバスの車内や駅構内のデジタルサイネージ等を活用し、地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施

▶ 8 民間のアイディアの活用

法務省では、人権教育啓発推進センター（35頁参照）に対し、啓発活動の推進に効果的

な人権啓発教材の作成、人権啓発ビデオの制作、人権シンポジウム等の開催等各種の人権啓発活動事業を委託するとともに、ポスター等の作成に当たっては、民間の制作会社の意見を取り入れるなどしている。

また、地方公共団体等を対象とする人権啓発指導者養成研修会や法務局・地方法務局の人権担当者に対する研修等において、民間から各人権課題に関する専門家等を講師に招き、啓発活動に関する助言等を行っている。

加えて、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、民間企業や学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動である「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体への委託により実施している。

▶ 9 国民の積極的参加意識の醸成

(1) 全国中学生人権作文コンテスト

法務省の人権擁護機関では、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、全国中学生人権作文コンテストを実施している（32頁参照）。

多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

(2) 「世界エイズデー」ポスターコンクールの実施

厚生労働省では、HIV/AIDSの正しい知識の普及啓発を目的として「『世界エイズデー』ポスターコンクール」を実施した。小学生の部24点、中学生の部118点、高校生の部126点、一般の部88点の応募があった。

最優秀作品を世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し、全国各地で掲示することにより、HIV・エイズについて理解を深めてもらうよい機会となっている。



ポスター
「平成29年度『世界エイズデー』」

第3章

人権教育・啓発 基本計画の推進

政府は、これまで、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や「人権擁護推進審議会」の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところ、平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画を閣議決定によって策定（平成23年4月1日一部変更）したことから、同計画に基づいた人権教育・啓発に関する施策を推進している。平成29年度においても、同計画を踏まえ、法務省、文部科学省を始め各府省庁において、本報告書に記載されている各種施策に取り組んできた。

今後とも、同計画が掲げている人権教育・啓発の基本的な在り方、人権教育・啓発の推進方法等に基づき、人権教育・啓発の施策の推進に向け、各府省庁間の緊密な連携の下、引き続き必要な施策を推進したい。

本報告においては、同計画に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより、同計画が「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。」としていることに基づき、ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等（89頁参照）、性的指向に関する人権（89頁参照）、性自認に関する人権（90頁参照）、人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応（92頁参照）並びに東日本大震災に伴う人権問題（94頁参照）に関する施策について報告した。

政府は、本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していくこととしている。

最後に、人権課題に対する政府の取組について、引き続き、現状分析と不断の見直しを行い、一層効果的な人権教育及び啓発に関わる施策の推進に努めていくこととする。

参考資料



1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号) 資-2

2 人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)
(平成23年4月1日一部変更) 資-3

※人権侵犯事件数の推移等 資-26

※「人権侵犯事件」統計資料（平成29年） 資-27

※参考資料掲載アドレス一覧 資-28

参考資料1

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を

提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかる民間団体等関係各方面的意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかる民間団体等関係各方面的意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

参考資料2

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)
 (平成23年4月1日一部変更)
 ※第4章2に(2)追加

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法

が5年間の时限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るために、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

（1）基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する

様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るために当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団

体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要な課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要な課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とこととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着して

いないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりではなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまで各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係

団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようになることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす」よう指導することとされてい

る。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等での充実が図られている。

大学等における人権教育については、例え法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないとい

うことを、子どもたちに示していくことが大切である」とことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に

啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的取り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的取り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な取り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確實に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民

に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るために、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となつては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に發揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にか

かわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けるを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のようないくつかの施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るために、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振

興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であるとともに他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般

的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を鍛磨する上で、大

きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などをふまえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下の平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯

罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が國のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国連連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全国府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを

支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関する深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。(全府省庁)

③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るために啓発活動を充実・強化する。(法務省)

④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)

⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)

⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)

⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)

⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)

⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)

⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82

号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い合わせていくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関する深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法の精神に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年7月）の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒につ

いては、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）

- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。（厚生労働省、文部科学省、警察庁）
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。（外務省）
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。（警察庁）
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。（厚生労働省）
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所

において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各國において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 高齢者の人権についての国民の認識と理解

を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るために啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者的人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な

連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極

的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。(内閣府)
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。(厚生労働省)
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見のは正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。(厚生労働省)
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務

局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進してきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るために人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策に

ついて（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)

- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るた

め、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい

認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るために、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる

外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)

③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

④ 外国人の人権問題の解決を図るために、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏

見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいる。エイズは、1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を

通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)

- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病がないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完

治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)

- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しい更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳

しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとっ

て有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。

(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての

拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題

や新たに生じる人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができるところから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作

成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれ

ば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・

資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができる、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が國の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等

において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広

く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用ができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るために、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めと

する各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が國の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

人権侵犯事件数の推移等

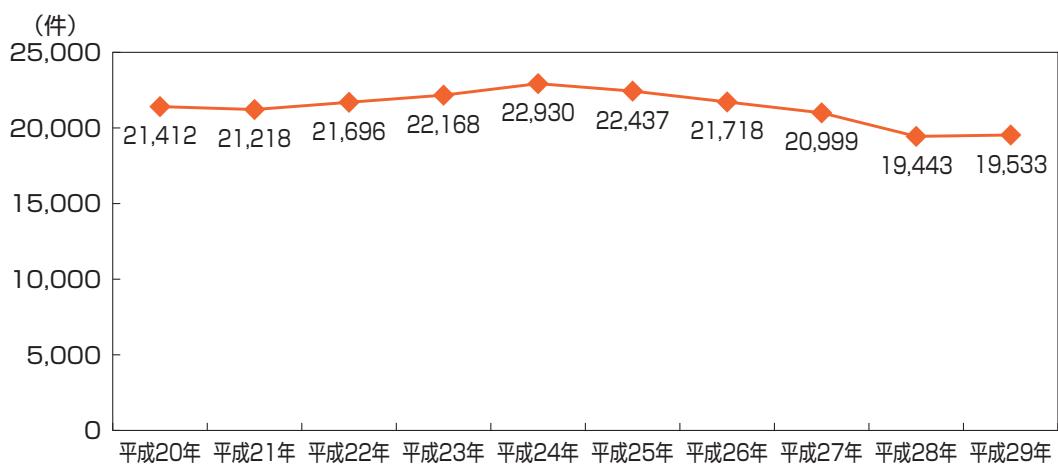


図1 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の推移

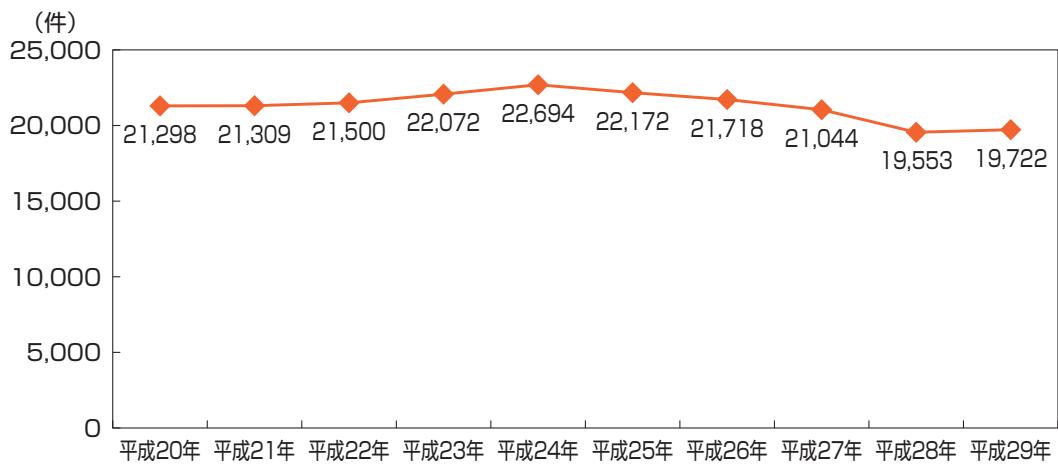


図2 人権侵犯事件の処理件数の推移

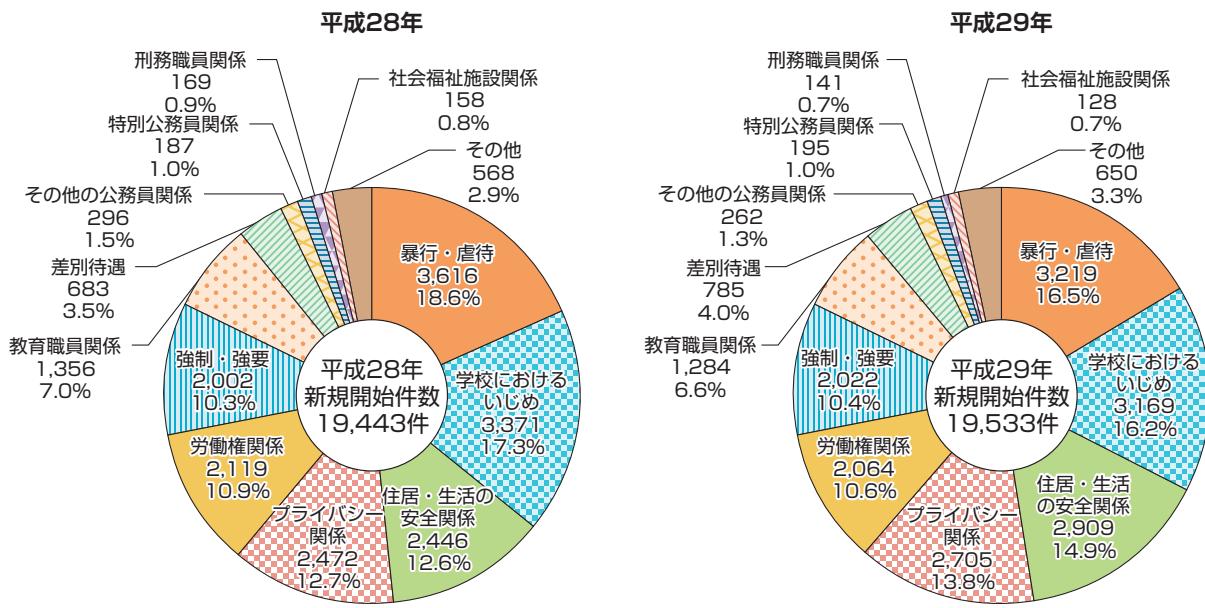


図3 人権侵犯事件の種類別構成比の比較

(法務省人権擁護局の資料による)

「人権侵犯事件」統計資料（平成29年）

件名	総数	旧受	計	新受				計	処理								未済								
				申告		人権擁護法による情報の通報	閣僚関係		措置				措置猶予	侵犯実事不存	侵犯実事不明確	打切り									
				職員受	委員受				援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発										
総合計	20,675	1,142	19,533	9,319	9,974	-	29	203	8	19,722	17,845	23	672	88	-	-	10	17	994	140	5	8	42	953	
公務員等の業務執行に伴う侵犯事件																									
総計	5,336	285	5,051	1,838	3,073	-	-	138	2	5,081	4,624	6	93	79	-	-	6	9	315	23	3	2	18	255	
特別公務員に関するもの																									
警察官に関するもの	206	15	191	129	62	-	-	-	-	190	160	-	-	-	-	-	-	29	1	-	-	-	-	16	
その他の特別公務員に関するもの	6	2	4	2	2	-	-	-	-	5	3	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	
教育職員関係																									
体罰	349	86	263	75	83	-	-	105	-	287	145	-	90	76	-	-	5	-	45	3	-	-	5	62	
その他	1,056	35	1,021	483	523	-	-	13	2	1,003	925	4	1	1	-	-	1	-	64	5	1	2	10	53	
学校におけるいじめ	3,215	46	3,169	847	2,306	-	-	16	-	3,184	3,148	2	1	1	-	-	-	-	27	3	2	-	3	31	
刑務職員関係	216	75	141	130	9	-	-	2	-	142	21	-	-	-	-	-	-	5	108	8	-	-	-	74	
その他の公務員に関するもの																									
国家公務員に関するもの	37	7	30	24	6	-	-	-	-	35	26	-	-	-	-	-	-	2	7	-	-	-	-	2	
地方公務員に関するもの	236	17	219	142	75	-	-	2	-	220	184	-	1	1	-	-	-	2	30	3	-	-	-	16	
その他	15	2	13	6	7	-	-	-	-	15	12	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
個人間の侵犯事件																									
総計	15,339	857	14,482	7,481	6,901	-	29	65	6	14,641	13,221	17	579	9	-	-	4	8	679	117	2	6	24	698	
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
売春関係	2	-	2	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
児童ボルノ	2	-	2	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行・虐待																									
家族間におけるもの																									
夫の妻に対するもの	1,148	3	1,145	387	758	-	-	-	-	1,148	1,146	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
妻の夫に対するもの	81	-	81	29	52	-	-	-	-	81	80	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
親の子に対するもの	796	23	773	314	446	-	-	13	-	781	780	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	15	-	
子の親に対するもの	283	1	282	85	195	-	-	2	-	282	281	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	1	1	
家族間以外のもの	362	6	356	119	235	-	-	2	-	358	354	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	4	-	
私的制裁	3	-	3	3	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療関係	188	4	184	117	67	-	-	-	-	181	169	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	7	-	
人身の自由関係																									
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係	103	7	96	70	26	-	-	-	-	100	87	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	3	-	
その他	18	-	18	8	9	-	-	1	-	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会福祉施設関係																									
施設職員によるもの	134	35	99	56	35	-	-	8	-	126	84	-	10	-	-	-	1	-	30	1	-	-	2	8	
その他	31	2	29	10	19	-	-	-	-	28	24	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	
村八分	24	-	24	11	13	-	-	-	-	23	22	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
差別待遇																									
女性	40	-	40	17	22	-	-	1	-	40	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高齢者	72	1	71	24	47	-	-	-	-	71	70	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
障害者	305	33	272	174	97	-	-	1	-	275	234	6	-	2	-	-	-	2	30	1	-	-	30	-	
同和問題	106	20	86	34	15	-	-	25	7	5	95	36	-	27	3	-	-	1	-	21	3	-	4	6	11
アイヌの人々	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国人	88	4	84	49	29	-	4	2	-	88	68	-	1	-	-	-	-	18	-	-	2	-	2	-	
H.I.V.感染者等	45	1	44	30	14	-	-	-	-	42	38	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	3	-	
刑を終えた人々	11	3	8	4	4	-	-	-	-	11	8	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	-	
ホームレス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性的指向	6	-	6	4	2	-	-	-	-	6	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性同一性障害	17	-	17	11	6	-	-	-	-	16	12	-	-	-	-	-	-	4	-	-	2	1	1	1	
その他	172	15	157	81	76	-	-	-	-	162	136	-	-	-	-	-	-	2	23	1	-	-	1	10	
参政権関係	2	-	2	-	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
プライバシー関係																									
競争機関	7	-	7	4	3	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
インターネット	2,541	543	1,998	1,745	242	-	-	10	1	2,070	1,156	1	539	-	-	-	-	287	87	1	2	-	471	-	
私事的画像記録	66	-	66	51	15	-	-	-	-	53	50	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	13	-	
相隔間	233	13	220	88	131	-	-	1	-	224	202	1	-	-	-	-	-	19	2	-	1	9	-	-	
その他	448	34	414	231	181	-	-	2	-	429	364	1	-	1	-	-	-	2	54	5	-	6	19	-	
集合、結び及び表現の自由関係	2	-	2	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信教の自由関係	14	-	14	11	3	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育を受ける権利関係	5	-	5	4	1	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
労働権関係																									
不当労働行為	21	-	21	7	14	-	-	-	-	21	20	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
労働基準法違反	102	-	102	62	40	-	-	-	-	102	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	1,976	35	1,941	1,037	902	-	-	2	-	1,933	1,870	1	1	1	-	-	-	1	1	52	6	1	-	43	
住居・生活の安全関係																									
自力執行	14	-	14	7	7	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
相隔間																									
小公害	421	1	420	131	289	-	-	-	-	420	415	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	1	-	
その他	974	27	947	317	628	-	-	2	-	959	927	1	-	-	-	-	-	1	-						

参考資料掲載アドレス一覧

参考資料	アドレス
人権教育・啓発に関する基本計画 (平成14年3月15日閣議決定(策定), 平成23年4月1日閣議決定(一部変更))	http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 (平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部)	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html
世界人権宣言 (昭和23年12月10日第3回国際連合総会採択)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/
「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 (平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)	http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_990729-2.html
法務省の人権擁護機関が行った啓発広報活動実施結果 (平成29年度)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken121.html
(公財) 人権教育啓発推進センター	http://www.jinken.or.jp/
人権啓発活動ネットワーク協議会	http://www.moj.go.jp/jinkennet/
都道府県人権擁護委員連合会一覧表	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html
人権擁護委員協議会一覧表	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html
常設人権相談所（みんなの人権110番）	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html
女性の人権ホットライン	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html
配偶者暴力相談支援センター	http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html
都道府県労働局所在地	http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiaannai/roudoukyoku/
子どもの人権 110番	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
全国児童相談所一覧	http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/
外国人のための人権相談	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html
インターネット人権相談受付窓口	http://www.jinken.go.jp/
平成29年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00214.html

人権教育・啓発白書

(平成30年版)

平成30年6月21日 発行

編 集 法 務 省

〒100-8977

東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03 (3580) 4111 (代表)

文 部 科 学 省

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL 03 (5253) 4111 (代表)

発 行 勝 美 印 刷 株 式 会 社

〒113-0001

東京都文京区白山 1-13-7 アクア白山ビル 5F

TEL 03 (3812) 5201

落丁・乱丁本はお取り替えします。